

第七回 参議院農林委員会會議錄 第十六号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)午後一時三十四分開会

本日の会議に付した事件

- 農林中央金庫検査の件及び農林協同組合における滞貨問題に関する件
- 農林協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(楠見義男君) 只今から農林委員会を開会いたします。

最初に本委員会の今週の議事予定表をお手許にお配りいたしておきましたから御覽願いたいと思います。只今お配りしました予定表によつて大體議事を進めて参りたいと思つております。ただこの予定表を多少御変更頂きたいと思つておりますことは、三十一日の午後一時の部に松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律案、これにつきましては、実は来月一日から施行をするという建前で法律ができておりました、本日の衆議院本会議で可決をせられて本院に正式付託になる見込みでありますので、これは繰上げで頂きまして、明日にでもいたしたいと思ひますから、御了承頂きたいと思ひます。それから食糧管理法の一部を改正する法律案、その他公団関係法案は大體衆議院の方では本日上つて参るようでありましたけれども、従つてこれはこちらへ参りました都合と、それからこの委員会では法律を提案いたしました現在関係筋と折衝をしておる御承知

の衣料配給公団法の一部を改正する法律案に関する事項がありますので、これは関係筋との間の了解が付き次第日程の変更は起り得ると思ひますので、これも予め御了承頂きたいと思ひます。例の食糧品配給公団と衣料配給公団を一緒にするという法律案は、二十日に関係筋に了解を求めるために提出いたしておりますが、昨日になりましたところの出しました法律案は、一つの法律の中に公団法二つを改正することにしておるのを、それを二つの法律に分けて呉れ、こういうことの申出がありましたので、昨夜向うへ送りしました。本日朝向うと折衝しようと思ひまして委員長からその旨を申入れましたところ、向うは今日一日待つて貰ひたい、こういうことでありましたので、向うの回答に応じて委員長から改めて又折衝をすることにいたしましたと思ひますが、経過を御報告申上げて置きます。本日はこの予定に従ひまして、最初に農林協同組合法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明を伺ひ、それから又いろいろ参考資料の提出を求めておりましたところ、資料の提出がありましたが、その資料の説明も併せて伺う予定でありましたが、その前に協同組合に関連いたしました、過般の農林中央金庫の検査に關して、大蔵省から発表があつたか或いはその内容が洩れたかは分りませんが、新聞にあつたような記事が出ましたので、これは金融機関としては相當重大な影響のあることでありますので、

この点に關しまして岡村さんから大蔵省当局に対する質問がかねて申出られておりますので、本日は舟山銀行局長外関係の方が見えになつておりますから、その方を先にやつて頂きまして、次いで法律案の提案理由の説明に入りたいと思ひます。どうぞそつういようをお願いいたします。

○岡村文四郎君 大蔵省にお尋ねをしたいのでありますが、農林中央金庫は二月から三月にかけて大蔵省の検査を受けておつたのでありますが、三月の半ば頃に終りました、二十日にそれに対する検討の報告書が来たようでありまして、そこで日本経済新聞でそれに対する記事が発表になりました。実はこれが市中銀行でありますと大きな打撃を受けるのでありますが、中央金庫でありますから、今まで現に大きな打撃を受けておるわけではありませんが、各所から、あらゆる面から質問等が我が手許に参つております。検査は絶対に秘密を守るし、外部への発表は許されたい建前であつたのだと実は考へております。これは一応確かめて見ましたところ、大蔵省から中央金庫に対して出されております報告書とは違ふといふことだけは一応聞いておるのであります。内容は発言することとは違ふといふので分りませんが、その点は分りませんが、いづれにいたしましても普通でも非常に市中銀行からどういふものか、立場を別にします関係か、中央金庫に何かあるものならばこれを取上げて反駁の材料にしようとして

して常に睨まれておりますのに、こういうことがあつたのでは非常に迷惑する、我々も非常に關心を持つてこれ考へておりますが、大蔵省の方では、どういふわけで、これが違つておるにせよ、大體聞いておりますといふことは万更ないこともないようでありますが、その筋から洩れたか、洩れたか存じませんが、一応も二応も御説明をお聞きしたいと思つてござい

てまして、検査の機構も拡充いたしまして、できればあらゆる金融機関に対していわゆる年に一回の定期検査を施行するといふ途上にあるわけでありまして、この計画が実施されます前、まだ機構も十分拡充してありませんので、全金融機関に亘つて定期的な検査をいたしまして、検査というものは日常茶飯事であるといふように思われるところまで参るにはまだ若干の時日がありますが、実はそういう氣持で以て農林中央金庫の検査をいたした次第でございまして、特に理由があつて農林中央金庫を選んだわけではないのであります。この点は篤と御了承願ひたいと思ひます。その結果につきましては、先程も申し上げましたように公表しない建前でありまして、新聞記事に現れましたことは、私といたしましても甚だ遺憾でありまして、この検査を施行したこともこれも特に発表するといふことはいないわけでございます。新聞記事に検査の内容として報道せられておりますことは、大蔵省の公式発表は勿論その他の暗示によるものでもございせんから、その内容につきましては当局は全然関知してございせん。こういうような次第でござい

ますから、新聞記事を直ちに大蔵省の検査の結果と一緒に結付けて考えたいといふことは、極力排除いたしたいと思ひます。向こういふような次第でございまして、農林中央金庫に対して検査を施行したといふことはあるでございしますが、その結果につ

きましては少しも愛慮すべき事態というようなことはないのをごさいます。私共は普通に考えておつた結論が私共の検査の結論になつたというように考えておる次第でございます。今度の新聞記事に關しまして、一応私の弁明を申上げる次第でございますが、尙御質問によりましてお答え申上げたいと思います。

○岡村文四郎君　銀行局長のお話になりましたように、私は金庫の検査を何れも拒んでおるわけではないのであります。金庫自体も非常に喜んでおります。我々もこうあるべきだといまして、その点は何ら不審も持つておりませんし、当然主務官庁で時に年に二回なり、又適当な時期に検査をされることは、これは非常に金融機関としても又一般関係者としても甚だよいことであります。その点は何ら異論は持つておりませんが、火のない所から煙は立たないということでありますから、局長のお話のように、絶対に外部に洩らすことはできないことになつておりますから、洩れはしないということでありますが、これは実は臆測をしますと、いろいろ考えられるのであります。一般の市中銀行の方から何らか金庫の汚名になることを一つ出したらどうかというような若し考えを持つておつたとすると、その記者から検査員の何者かに多少脈が通じておつて、そうしてこういうことになつたのでなければ、何も全然知らんのにこの記事は従つて書かれんと思う。そこでこれは綱紀の紊乱であつて、甚だ検査そのものに對しては重大な問題だと思ふのですが、局長としてあの記事に對する何らかの意思表示をして、世間の

疑惑をなくするお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(舟山正吉君) 只今申上げましたように、新聞記事と大蔵省の検査の結論と全然関連なく書かれたものでございます。従いましてこの委員会等におきまして、そのことをはつきり申上げることによりまして、世間に対する疑惑を解く手段といたしたいと考えております。

○岡村文四郎君　ここのお話はよく分るのであります、私は実はおいでを願つて質問をいたしました、いや、それは大蔵省の検査員の何者からか漏らしたのだという御答弁はないと思つております。併しながらこの事件が我々、ある、ないは別として、こういうことを書いた新聞記者を追及するわけではありませんが、何らかの方法でこの委員会でそういう答弁を得ても、これは委員会だけの話でありまして、速記を見れば分るのであります、その速記を一般に公開するわけではありませんが、銀行局長として何らかのことに對する、記事の修正をする必要もありません、こういうことはなにもありません、まいが、こういうことはいふまでもありません、非常に困るということにでもされる意思はないかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(舟山正吉君) 私の只今の
考えといしましては、或る事柄が新聞に掲載せられた。これに対して弁駁をいたしましたこと自体も差控えたいと思うの
でございます。と申しますのは、今後類似の事件がこれは起つては困ること
でございます。一方新聞記者諸君にもお願いしたいと思つております
のですが、とにかく新聞記事に対して、検査の結果の内容と違います場合

において、これはそうではないのである。私はそういう反駁をいたすことは検査の実際の方がよろしい場合にはそういうことができるのでありますが、仮に事実が符合しておつたり、そういうような符合したりするようなことがございますときに、一々それに新聞記事を肯定する、或いは否定する弁明、これを一々出しますこと自体が検査の内容を暴露することになると思うので、私は今回の問題、或いは今後は起らないように極力注意はいたしますが、そういうことに對しては一切肯定もしなければ否定もしない、今後そんな記事が新聞に現われないように努力するということ、が最善の策ではないかと、只今私はこう考える次第でございます。

○岡村文四郎君 局長の話も逆に考えれば万更でもない話と思いますが、それでは新聞社に対してこういうことを、輕卒に掲載されるということは、相手方が非常に迷惑を蒙むことでありますから、以後注意して貰いたいということが出来るのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) 新聞社の側から申しますれば、取材の自由、発表の自由ということを主張されるかも知れませんが、そこは官庁側といたしても、決して権柄づくでなく、実情をお話ししまして、金融機関に迷惑の及びますような記事は一つ御遠慮願うように、御懇談申上げた、こう思います。

○委員長(楠見義男君) それでは只今から農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を伺うことにいたします。

○政府委員(坂本實君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案についてその提案理由を御説明いたします。

主な改正事項は二つでございますが、その第一は連合会の兼営禁止の規定であります。即ち農業協同組合法第

十條第一項第九号、第十号のいゝゆる農村の生活改善、教育、指導等の事業は、これに關連しまして行ふ場合を除きまして、他の經濟的事業と兼當することを禁止し、又都道府県の区域以上の連合会につきましては、關連事業と

して行行場合を除きまして、購買事業及び販賣事業をそれ／＼独立して経営すべきものとしたわけであります。この改正は協同組合におきますところの教育、指導、事業の伸長を図りますためと、民主的な協同組合組織を

確立するための措置であります。それぞれの連合会の経営の基本的な条件につきましても、関係方面と打合せの上、十分これを考慮いたしました次第であります。

第二の点は、農業協同組合の経営を適正に処理するための基準を政令で定めるための根拠を規定しました点と、これに関連いたしましたして、監督規定を若干整理いたしました点であります。御承知の通り農業協同組合の経営の現状は、

現在の経済情勢等を反映いたしましたし、一般に必ずしも容易ではないのでありますが、一部におきましては役職員の経験不足、無自覚等の原因によりまして、その経営が極めて憂慮すべき

状態にあるものも若干存するのであります。このような事態に対しまして、組合員の利益を保護し、併せて農業協同組合全体の信用を高めますために、このような措置を必要とするもの

と考えるわけですが、これにつきましては、併せて組合の自主性をば十分尊重いたした次第であります。以上が法案の主な内容ですが、何とぞ御審議の上御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(柳見義男君) 本件につきましては、先程申上げましたように、質疑に入ります前に提出されておりますいろいろの参考資料について、協同組合部長の打越君から説明を頂くことにいたします。

○説明員（打越顯太郎君） お手許に農業協同組合法の一部改正に關連いたしまする資料といたしまして、若干の資料を御提出申上げておる次第であります。尙この機会にお断わり申上げて置き、お願い申上げたい点は、この農業

協同組合法第五十二條二の規定による農業協同組合及び農業協同組合連合会の財務処理の基準を定める政令案につきましては、お配り申上げておりますが、これはまだ最終的な政府部内にお

いでも決定をいたしております。その中で、未定稿としてお書入れをお願い申し上げます。それからもう一つお断わりを申上げて御了解を頂いて置きたい事項は、第十條の第六項の規定でございますが、その中にあります政令につき

ましては、まだ政府部内におきましても決定にまで至っておりませんので、お手許に資料としてお配り申上げておりませんので、近いうちにてき次第お配り申上げたいと存じております。

で、御了承お願い申し上げたいと存じますのは、一つはこの「農業協同組合法」の一部を改正する法律中の関連事業の一例」というものをお配り申し上げておきます。これは只今政務次官より提案

明申上げましたような次第でございます。これの五十二條の二は、最近の経済界の一般不況が農業協同組合にもしわ寄せされて参りまして、非常に経営も困難を来たしております情勢でございます。その運営の健全な確保を図るようになしたいという措置から考へておりますわけでございます。尙、これを政令で規定をいたしますというふうなことにしましては、やはりかような規定につきましては、時々客観的な経済情勢の変化に伴ないまして、適切な措置をとつて参りますことも必要と考えまして、一応政令に規定いたしますることをお譲りを願いたいということなを、御委任をして頂くということを考えております次第でございます。

その次は、少し部厚い農業協同組合金融資料というものをお手許に差上げてございしますが、活字が非常に不鮮明で申訳けございませんが、最近の農村におきますところの農家の組合金融の情勢がどういふふうになつておりますかというふうな点につきましての資料でございします。農業協同組合の主要勘定でありますところの出資金、貯金、その他の預け金、借入金、貸付金等につきまして、各科目別な数字をここにお示しを申上げております。

ような次第でございます。尚、組合の財務運用の基準の資料といたしまして、自己資金の額と、固定的な資産との比率等につきまして、ここに資料としてお配りを申上げておりますような次第であります。尚、銀行その他一般金融機関と、協同組合に対しますところの貯金の比率等につきまして、この統計表によつて御覧をお願い申上げたいということでお配り申上げ

ております次第でございます。この内容につきましては、十分な御検討をお願い申し上げたいと思つております。大体農業協同組合の資金に關しても、自己資本でございます。この出資金は、大体四十億程度、一組合平均いたしまして約三十万円程度でございます。貯金につきましては、先程申上げましたところの千二百億円、一組合平均八百万円程度でございます。最近経済界の非常に、殊に本年になりまして貯金の支拂も段々増加をいたして参つておりますので、若干資金につきまして困難をいたしております組合もありまうような情勢でございます。

○委員長(楠見義男君) ちよつと……打越さんに引續いて資料の説明を伺うのですが、大臣は参議院の予算委員会、それから衆議院の本院議における緊急質問等に出席を要求されておりますので、余り時間はないと思つております。この機会に大臣に御質問のある向きは、短時間で誠に恐縮でございますけれども、どうぞやつて頂きたいと思つております。

○羽生三三君 只今農業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由を承つただけで、まだ具体的なことを承りませんので、十分意見がまとまつていないわけではございませんが、総括的な点だけ大臣にお伺いして置きたいことがあるのであります。それは御承知のように農業協同組合設立の趣旨というもの、第一條に示されているように「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを

目的とする。このようにことになつておるわけでありまう。大体従来の農業協同組合は、全くここに示されておる通りに農業生産力の増進と、農民の経済的地位の向上を図ることが本法の目的だと私は解釈しておるわけでありまう。従来この法の運用に當りましては、御承知のように別段、特段の制限規定があつたわけではなしに、これは内面的な指導である、な兼営を禁止して来ましたが、法律的に別に特段の規定はなかつたわけでありまう。今回はそれが或る特殊な事業について、その関連した部分についてのみ兼営というものが許されますけれども、大体むしろその他の事業については兼営が禁止されるという建前を法律化したものと考えるのであります。が、こういう場合、本法の第一條に示されておるような農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を図ることが、期することができるとどうか、これを私は第一に疑問に思つております。大体、従来の農業協同組合が極めて生産面に対する指導が遅れておつて、むしろ購買とか、販売とか、利用という面には相当力を示しておりましたけれども、生産面についての指導というものは非常に遅れておつたといふことは、特に指摘するまでもなく明瞭なことであります。それを日本農業の発展を図るために、或いは農家経済の安定を期するために、生産方面の発展のためにこの法律が作られたにも拘わらず、逆の結果を招来するやうなことがこの法律から予想されるのであります。大体、日本の農民の地位が極めて低くて、こういう協同化によらな

れば飛躍的發展ができないといふことは万人が承知していることでありまして、一人々々の農民の力では到底日本農業が現状の段階から脱却することはできないし、又しばしば論じられていふやうな、国際的な競争にも対応できないといふことが明瞭であるのであります。この場合は極めて貧弱な個々の農家の力を結集して、協同組合の力でこれを打開する以外に途はないことは明瞭な事実であります。にも拘わらず、而も第一條に法において規定されているにも拘わらず、むしろ逆行的な形でこの法律が提起されるというのでは、どうも私達には納得が行かないのであります。若し関係筋の独占禁止法といふことを同じ精神でこれを禁止した、従来の農業協同組合を禁止したならば、これは別でありまうけれども、若し日本の農業の発展を図るやうなことから農業協同組合の設立を促すといふことならば、その最初の設立の精神と非常に違つたものとして今改正法が提起されていると思つて、この矛盾について農林大臣はどういうふうにお考えになるか承りたいと思つております。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。お説誠に御尤もと存するのであります。お話を通りこの文法から申しますと、連合会が自由に組織されるやうになつておるのであります。行政措置におきまして、その連合会の組織に対して相当の制約を加えて参つたのであります。なぜかやうな措置を取らざるを得なかつたと申しますと、過去の農業協同組合が少し逸脱したと申しますか、独占禁止法といふ立法の意思にも

副われないといふやうな立場がありますので、そういうことを考えずにこの協同組合法は二十二年に制定したものであります。その後関係方面の示唆の下に行政措置を取つたのであります。併しながら今日の事情から申しますと、余りにも連合会が数多くありまして、単位組合はその負担に耐えない、これでは上の方ばかり大きくなつて下が細つて行く、いわゆる三角形の逆の形になつておるやうな情勢にありますので、これをできるだけ今までの行政措置をいたしておりました目的に反しない程度に連合組織を認める、このやうな程度に地方がよいといふやうな考え方から、地方におきましては信用、指導、販賣の三つにいたしたものであります。中央におきましては御承知の通り販賣を二つに分けて現在通り、そうして信用、指導とこの四本建にして行く、このやうなことに改正を、法的措置を取つて行きたい、かやうに考えて提案したやうでございます。尚指導組合と申しましたが、いろいろの組織に分れておりますが、これはこの際必ずしも一つになれとは申しませんが、組織しておる組合員が一人でありまして幾つもの指導組合、或いは販賣組合といふやうに加入しておる事情から見まして、地方の情勢によつてこれは総合的にまとめて行くことが、いわゆるこれは決して行政的な指導はいたしませんけれども、自主的な立場でさういふ編成替えされて行くことは適當なこと、かやうに考えておるわけでありまう。殊にこの組合が任意加入団体でありますので、強制力のないものである以上、一層さういふ自由な立場に置くことが必要ではない

か、かやうに考えておるわけでありまう。○羽生三三君 内面指導で、この法律には規定されていない面が従来行政措置として指導されて来たと思つておるけれども、そのことの結果から今大臣からお話がありましたやうに、非常に煩瑣な面がありまして、必ずしも農民の総意を結集できない、これは今日の農業協同組合の組合員なり、或いは農民各位の非常に迷惑に感じておるところであるわけでありまうが、大体私不思議に堪えないことは、仮に関係方面にいたしまして、農業協同組合法を作る精神と違つた内面指導をすることをサジェストしたとは考えられませんが、どうにも私は分らないのであります。関係方面は何でも法律に副うことをふだんに要求しておるのでありますから、そのことが第一私は分らないのであります。それから今度一部の点についての関連事業は認められるわけでありまうけれども、全体としてどうしてこの法律の精神に基いてそれが認められないか、大体この中の例えば第十條の第一項第九号、第十号の問、或いはその逆に第九号又は第十号、又は第十号と第三号と第六号との関連の問題、これは実際ややくしく理解するにも困難なくらいであります。どうして農民がはつきりするやうな事業について関連を必要とするならば、それをやつてはいけなないのか、決して私はそれは日本の農業協同組合がそれらの関連事業をしましても、独占禁止法に抵触するやうな強力なもので、外国を脅かすやうなことは絶対にないと思つておる。それを全力でやつても日本の農民が一人立ちするには尚且

つ足りない程度に脆弱である、それを
實際農業協同組合が多少の統一なり或
いは関連事業をやるのが何か独占禁
止的な性格を持つように考えられ、
或いはその国の妨げになるように考
えられる理由が私はどうしても分らな
いのであります。この貧弱な日本の農
業協同組合が總意を結集して、尚且つ
まだその微力を打開するには足りない
と私は信じておりますので、むしろ第
一條の法の精神に示されたように、す
べての事業に自由に関連して活動する
なり、或いは協同、統一が認められる
なりすることの方が妥当であると私は
考えておるのであります。そういうこ
とは大臣としては関係当局に御折衝
になったことはあるかどうか、承りた
いと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 御説誠に御
尤もでありまして、どういふ意味でど
ういふような行政措置をされたか分ら
ないのではありませんが、併しながら旧の
農業会のように全部を挙げて連合会組
織にしようということは今日考えてお
りません。殊に今申上げましたよう
に、自由加入の団体でありますから、
経済事業については特に考えを及ぼさ
なければならぬ問題でありますので、
そういう農業会と同じような形にな
ることは考えないのであります。が、
少くともこの関連事業というものを広
義に解釈いたしました、できるだけこ
の負担の軽減と、そして事業の單純
化をいたしたい、かように考えておる
のであります。この問題につきまして
は、従来絶えず関係方面とも折衝いた
しまして、漸くこの程度の承認を得た
ようなわけであります。今後ともこ
の協同組合の育成の上におきまして、

妥当と考えますことについては更に推
進したいと考えるのであります。
協同組合もまだ生まれて二年にしか
つておりませんので、まだいろいろ勝
手の違ふような動きをしておるものも
あるのであります。できるだけ早く
その方針を定めまして、そして協同
組合の強固な基礎を作つて行きたい。
かように考えておるわけでありませ
う。○羽生三十七君 これは大臣でなくとも
よろしくございませうが、大臣から答
え頂ければ尚結構です。通常必要とす
る、つまりこれに関連して行ふことを
通常必要とする範囲において行ふ、第
三号又は第六号の事業の例として挙げ
ておるイ、ロ、ハ、ニ、或いはその次
の第二項のイ、ロとあります。こうい
うものを見たときに、どういふわけで
こういふものだけが限定されて、これ
だけをやる場合は大して弊害ないとい
うような、一体そういう規定をどこか
ら何の根拠で生み出して来たのか、ど
うも私には分らないのであります。つ
まり農民が経済的に自分から自発的に
何らかの関連事業を行う場合、これを
上から強制する理由はありませんが、
農民が何かそういう事業をやる場合に
は、特にこの問題だけを限定して、こ
れは大して弊害がないというふうに限
定されたということがどうして私は
呑み込めない。どういふ根拠からこれ
だけを、第一項のイ、ロ、ハ、ニ、第
二項のイ、ロ、これだけに限定された
という根拠が私分らないから御説明を
願ひます。

○説明員(打越頼太郎君) この関連業
務としてやります範囲についての例示
でございませう。これは單なる例示で
ございまして、この範囲にのみ限定する

というわけではございせん。ただこ
の関連業務といたしましては、やはり
その範囲といたしましては、余りに広
区域に拡めるといふことはどうかとい
う関係方面の示唆もございませうので、
ここで例示をお示し申上げておるので
あります。と申しますのは、今度の改
正法案は、只今大臣からお答え申上げ
ましたごとく、形式上は法律に對しま
する制約ではございませうが、實質上
におきましては、行政措置に對します
ところの相当な緩和に相成つておると
思ふのでございませう。従つて今日の農
業協同組合の運営から申しますれば、
従来よりも相当緩和したことになる。

併しその場合におきまして、この改正
案にございませうように、信用事業と
経済事業と指導事業というものを、果
の連合会の場合におきまして三本建て
にいたすということに相成つておるの
でございまして、その考え方は、経済
事業と金融事業と指導事業はそれく
分離してやる方が望ましいという考え
から出たものでございませう。指導
指導連といたしましては、やはり農業
協同組合運動を全般的に把握いたしま
して、これを総合的な見地から強力に
推進して参りますところの指導的任務
を持つべきものでありますから、いわ
ば教育的な事業に関連いたしますので、
経済的な事業と別個に分離して定め
めることがその健全なる発達を期せら
れるのではないかと、かような考えから
出たものであります。併しながら
これを余りに嚴格に制約いたします
と、例えば信用組合連合会におきまし
て金融的な指導もできないとか、或い
は購買組合なり販売組合の経済事業を
営みます連合会におきまして、その経

済事業に関連いたしますところの指導
的な事業も行われないうことにな
りますと、これも余りにその範囲が制
約いたされまゝです。その範囲につき
ましては従来業務に関連するといふ
ことで認めるようにいたしまして、原
則としては指導連といふものを極力一
本建てにできますように育てて参るこ
とが非常に大切だ、かような見地から
考えておるわけでありませう。従つてそ
の指導連といたしましては、果の指導
連でございませうれば、果の單位の農業
協同組合は勿論といたしまして、果下
のその他の連合会もできるだけ全面的
に指導連の會員となつて、この協同組
合運動を一本にまとめて推進して参る
ような方向に進んで参ることが将来の
あり方としては適當ではないかと考え
られるのであります。簡單な例を取つ
て申上げますれば、往年帝國農会な
り或いは産業組合中央会という農村の
指導団体がございまして、さような
つまり団体の指導的な役割をこの指導
連が担当して参ります上におきまして
は、経済的事業と區別した方が本當の
協同組合の正しい発展が期せられるの
ではないかと、かような見地から出た
ような次第であります。これに関連
いたしまして、通常の範囲といたしま
してでございます範囲においては、指導連
も又経済事業を営むことができる、双
互の関連を若干認めるような措置を取
つた、かような趣旨であります。

○羽生三十七君 議事進行について……
私達が論ずる場合にはこの法律の原案
に基いて私は多く発言したわけであ
るが、混線してしまふ場合がある、で
すから私共の言う場合には、特に私が申
上げる場合には、この法律の原案で問

題を突いて行く場合がありますから、
御了承願ひたいと思ひます。
○山崎恒君 緊急に解決して行かな
ければならぬ問題は例の報奨物資であ
りますが、これは何といたしましても議
会開會中に解決して頂かないといふ
と、これは大きな問題になる、又農協
が参つてしまふといふことで、以前も
申上げて大臣も随分お骨折りになつて
おつた。大臣の顔を見る度にどうもお
氣の毒に堪えないと、こう思ふのです
が、去る二十五日の日本経済新聞にも
各関係の政務次官會議の席上におきま
して、大体十三億なんぼかの損失を、
政府が農林省のいわゆる食糧管理特別
會計によつてこれを一つ補填しようとい
うような案が出て、大体それによつ
て農林省は呑む肚を決めたといふふう
な記事が載つておつたのであります
が、この問題についてその後どうい
う工合になつておりますか。先般の御説
明では、これはまあ大臣の説明じやな
いのであります。これは通産省の方
の説明と思いますが、原反において十
四億、ズボンその他の製品において四
億の金融措置を御覧機関にさせよう、
それによつてこの問題を解決しよう
といふようなことを私共の説明を受けた
のであります。併しながらそれは農協の
現在の滞貨のものを一応卸売機関に引
戻して、それに対して金融措置を講じ
てやろう、これによつて報奨物資は解
消するのだといふような考え方で一応
案が立てられたように思われるのであ
りますが、私共は報奨物資の性質から
考へて、決してこの卸売機関に品物を
引戻させて、それに金融措置を講ぜら
れただけではこれは報奨物資の解決に
ならないのであります。むしろこれ

は御売業者の救済策になつてしまふ。こういうふうには私共は考えられるのであります。そこで報奨物資の建前から飽くまでもこの際どういふ解決方法をして頂けるか、各省との連繫がきなかつたならば、これは供出の報奨物資であるが故に、農林省は大蔵省の肚で一つ十四、五億の問題でありますから、四千億になん／＼とするとこの食糧管理特別会計でありますし、とにかく終戦後四ヶ年になるときに、この食糧供出のきわどい日本の食糧政策を一応踏み止めたものはこの食糧の問題であり、この報奨物資に関連した問題でありますので、この最後の終止符に最後の報奨として一つ十五、六億の報奨を農林省独自で一つ立てて頂きたい。かように思うのであります。その後の経過及び大臣の考え方をこの際お聞かせ願いたい、こう思うのであります。

○国務大臣(森幸太郎君) この問題については、この委員会でもたび／＼御質問になり、皆さんがその結論について非常な関心をお持ち下さつておられるのであります。政府におきまして一日も早くこれを解決したいと焦つておられるのであります。何でも三日の日に大勢集まつて来て示威運動をやるというのを聞いておりますが、そういう騒がせという事は非常にいけないことで、騒がれても問題が直ぐ解決するわけではないのであります。併しこれも止めるわけにも行きませんが、そういうことはとにかくとして、一日も早く解決したいと考えておられるのであります。これは当初御記憶でもあります通り、最初どうも高うて困る、殊に品物が悪くて困る、あんなも

のを報奨物資として農村に與えることは農村に対しての侮辱である、それであるから、あんなものは引取つて貰わなければ困る、これが一番最初の話であつたのであります。そうして価格もいろいろの關係から二、三割高くなつておるし、ああいふものを農家に置いてはいけません。こういうのであります。そので、問屋の方といたしましては、どうしても金が貰えない、貰えないから何とかして貰わなければ困る。ところが農協の方では、あんなものは高くして悪いから引取れないという。それじや一応返さそう、全部それは元へ戻して何の考え方でありませう。ところがまた途中で、どうせ報奨物資を貰わなければならぬのだし、又それが問屋に返つても、皆いろ／＼加工されて又戻つて来る、混雑のようなものは農村より使

いようがないので又戻つて来る。何とかして、何とかこのままにして値引きでもしてはどうかという話がある。出て来たのであります。それで、今から考えて見ますと、あちらへ行き、こちらに行きしてどうしてこの問題を解決するかという中心が見付からなないのであります。ところが手形の期限はすでに経過しておるものもあり、もう一日を争うような問題になつて来ておるのであります。それでいろ／＼この間もお聞き下さつたと思いますが、安本、大蔵、通産、農林の次官が皆、これはどういふ形で寄りましたか、相談いたしました。何とか解決の途を立てよう。それは返す。又はこれを返して貰つて、これを処理しよう。そうして農村に高かつたが、とにかく引取つたというのに対しては割引をし

ただけの金を返せばいいじやないか、そうしてその他タオルであるとか、自転車であるとかというのに対してはこれだけの割引をしてやつたらどうだろうというような案が一応立つたのであります。これは党の政調会も關係しておつたと思ひますが、とにかくそういう案が昨日、一昨日あたりででき上つたのであります。その内容をみますと、なか／＼簡単に運べないのではありませんが、予算の中から出すというのであります。その予算をどこから金を持つて来るか。これは關係方面との折衝も必要であります。そういう予算の余裕がある筈はないのであります。これは全く財政を考えずして農協を何とかしてこの苦悶から逃れさせようという氣持でできた案であります。それは実行の面については多少難澁な面があるのであります。ところが事務的には取敢ずこの問題は期限の切れておる手形をどうして処理して行くか。これは問屋を潰せば問屋も農業協同組合も潰れてしまふ。これは先ず以て金融の措置をやる。これが先ず最も焦眉の問題である。それから後解決したらどうだというので、大蔵省、安本の方ではお聞きのように十八億ばかりの金を貸さう。安、利息で貸して、そして一時手形の問題を解決して、更に農村に対して報奨物資を出さなければならぬのであるから、それは新らしき安いのを渡すか、或いは現在すでに引取つておるものに対しては割引するか、何とか第二段の措置をしたらどうかというような考えもありまして、今日閣議を開いて、今お話の十八億の融通をしたらよいという事務局案ができたのであります。それで

は、それを直ちに解決しても後に問題が残つては困る。これは閣議の内容を發表してはどうかと思ひますが、とにかく今日は決定できない。だから明日にも關係の者が寄りまして、その焦眉の問題になつておる十八億を仕方がない出さすれば、第二段としてこの問題をどういふように解決するかというのを併せてやつて貰わなければ、問屋だけ急場を救つて、急場を救ふことによつて協同組合の手形の問題は解決すると言ふが、それだけではこの問題が解決したとは言えないから、この問題は明日關係者が寄つて相談する。こういうことで今日は別れたような次第でございます。

○岡村文四郎君 只今の問題は、大臣も非常に苦慮されておることは我々もよく承知いたしておりますが、なかなか問題が面倒で解決が付かんやうであります。土曜日に十一時から政務次官會議を開いて何とか目鼻をつけたというので、次官も大臣も熱心に心配いたしておるのであります。その他安本の政務次官も来て貰つて、安本の政務次官にも安本の立場で解決して頂くやうに頼んで置いたのであります。これはおやりになつたやうであります。実は御承知のように三月三十一日が大体の協同組合の会計年度になつております關係で、これが片付きませんと、非常に妙な決算をしたことになると思ひます。そこで問題はいろ／＼あると思ひますが、是非この際一つ大臣に強引に突つ張つて貰つて、三月の三十一日に全道の大会を開くやうに、その手配をいたしておるのであります。これは私は大会前に解決を付けて

頂きたいと思ひますが、この点はどうですか。

○国務大臣(森幸太郎君) もう三日……二日もないのであります。一日も早く解決したいと思つておりますが、御承知の参議院の予算委員会等もありません。大蔵大臣も安本も、私も引つ張り出され通して、おつちとこいわけでありませう。今日の閣議の情況は御報告申し上げましたやうな情勢でありますので、三日の寄合という話も聞いておりますので、決して人騒がせのことを望んではいないのであります。ですから、できるだけ早くいたしたいと思つております。私は三月三十一日の農業協同組合の会計の締切もよく承知いたしておりますが、この問題を解決しなければ、いろ／＼償却しなければならぬものも相当あるやうと存じますので、できるだけ早くいたしたい。成るべくなら明日、明後日までにも解決いたしたい。もつと昨日、一昨日あたりに解決いたしたいと思つたのであります。が、いろ／＼揃はんのですから、甚だ遅れて私心ばかり焦つておりますが、できるだけ早く解決したいと思つております。

○岡村文四郎君 大要誠意のある話を承つて安心をいたしますが、山崎君がいろ／＼細かい質問をされましたが、大臣も実は予算委員会があいふふうによつておられますし、いろ／＼忙しいことはよく分るのであります。が、どうしても私は早急に、又三日の何もありませうから、あらゆる機会を掴んで、大臣はこの際は是非、今まで農村が相当迷惑を受けたということになつておりますその最後の酬いに、一段

とお骨折りして頂きますことを特にお願い申し上げて置きます。

○山崎恒君 只今大臣から力強い御答弁を頂いたのですが、当初いろいろな案が出たのは御承知の通りでありまして、五十億の二十四年度の報奨物資に對して、半額説乃至は四割五分引説というような案が出ておりますが、一般市場等の価格の引下げの何%かをこの際ここに入れて貰いたいということ、これは誰が聞いても納得できるだろうというような三割引説をここで強調いたしましたのでありますが、大体それによつて原反綿のものを換算するといふと、十一億三千二百九十万円ぐらいの数字になるのであります。その他ズボン或いは自転車というものを入れますと十六億になる、こういう数字になつておりますので、この問題は先程も申しましたように、通産省或いはその他の機関との折衝が望み薄としたならば、どうしてもこれは食糧管理局の特別会計の中から何とか一つ捻り出すというふうな方法を切に講じて頂くことをお願いしたいと思ひます。

○小川久義君 三月の九日の通り、豊林大臣は値引きする、すでに配給済のものも同率にするという御覚悟があつたのですが、現在もそのお考えか、その方針に變動があるのかないのか。

○委員長(梶見義男君) 今の話は變動なしという話をしておるわけですが、○藤野繁雄君 大臣は、本会議でも、予算委員会でも、本委員会でも農協の強化策を講ずると、こう言つておられるのでありますが、強化策に基いて講ずるものについては相当の予算を組まなければならぬのであります。然るに現在の農協に関する予算は非常に貧

弱であつて、且つ又この法律が通過されてもこのくらしい予算では改正法は実行できない、こう考へるのであります。強化されることについて如何なる具体的な予算的措置が考えられておるか、お伺いしたいと思ひるのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 農協同組合の強化のことにつきましては、私もたび／＼申し上げたのであります。現在の協同組合の姿でありましては、地方の財政的な信用もできておりませんし、何とかして早く内部の革新と申しますかをやりたいと思ひのが、この法案を出した一つの考え方であり

ます。現に農協の資産引受に對しても、五十億も金をかけて呉れんと後は引受れないというふうなことの御要求もあつた次第でございまして、全国的に見まして、協同組合の内容が如何に困難であるかということも想像されるのであります。こういう問題が起つて来ますと、地方的な信用、財政的な信用のみならず、組織しております組合員自身が自分の組合を信用しないといふような状態になつて来るのであります。これは誠に恐るべきことでありますので、どうかしてこうした組合の眞の目的を組合員が自覺されて、そして組合の建て直しに専念して頂くように指導して行きたいと思ひます。今までのような農会と違ひまして、協同組合は自主的な立場で任意に組織して、任意に加入、脱退もできる次第であります。組合によりましては、三つも四つもできておる情勢であります。従来の強制加入と違ふ点があります

が、政府がこれに對して補助政策をとるといふことは許されないのであります。この組合の補助政策というのはすでに昨年以来打切られておるような次第でありますので、ただこの指導面において協同組合の革新を図つて行きたい、かように考へておるわけであり

ます。そういう事業において現在持つております予算が貧弱である、その事業はいたしたいが、予算がないためにできないというふうな場合におきましては、適當な機会を得まして相當考慮を図りたい、かように考へておるわけでありまして、協同組合育成の目的はその補助政策でなしに指導的な立場で行きたい、こういう氣持であることを御了承願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 補助政策はやらぬことにいたしましたも、今度の法律が若し通過したといたせば、適當の検査をしながらやらぬのであります。適當の検査をすることとしたならば、現在の予算の範囲内においては検査はできないのであります。でありますから、法律を改正すると同時に、法律で要求したところのものの検査ができる

ような予算を組まなくちゃできないのであります。而るに現在において二十五年年度の予算にそういうふうな予算が組んでないのであります。結局この法律が通過して実行しようとしたならば、それ相當の予算を組まなくちゃできないのでありますから、そういうふうなところの予算的措置をいつどういうふうな方法でやられるか、お尋ねしたいと思ひるのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 勿論予算なくして検査、監督、指導もできないのであります。この法案を御通過願うことができませんならば、必ず私はその機会が得られると存じております

で、そのときには適當な……大した金が、何億という金がかかる問題でないのではありませんから、適當な予算措置を図り得ると存じております。尚先程食糧特別会計からでも何とかしろというお話でありましたが、金は十億、二十億といふことは、大小は別問題であります。會計法としてそういうことは許されないのであります。この間事務次官の考えましたことも、予算の措置によつてこれを出さうといふようなことが簡単に唱えられ、謳われておるのであります。こういうことは當然予算經理の实体において許されない、こ

ういふので、今まで食糧供出に骨折つて貰つたのですから、報奨の意味として食糧特別会計から十億や二十億出すことは誤解はないのであり、又出していいのでありますけれども、そういう予算の經理ができないで非常に苦しんでおるのでありますから、金があるのにこれくらいのことを出してどうかといふようなお考えの方は御了解を得たいと思ひます。

○岡村文四郎君 本當かどうかそれはちよつと確信はいたしません、仄聞いたしますと、金の措置は早急に講じて何とかする、予算措置に對するとは、第八国会がそう遅くないうちに開かれると思つて、第八国会で講ずるようにして、とにかく今早急に金の問題に對して方法をとる、こういうふうな話だといふことも聞いておりますが、要は金の方が先決問題で、予算措置に對する政府のいろいろなことは第八国会でも結構だと思ひますが、併し現物の金の措置は案を立てますときに

行われるべきだと思ひますから、是非一刻も早くやつて頂きたいと思ひ

ます。そこで金額のことは私は申述べませんが、大体大臣も御承知で、三〇%と言ひ、四七%と言ひ、五〇%と言つておりますので、そこらはどうにも聞えるような政策がとられると思ひますから、申上げませんから、そこらは十分御承知になつて不満がないようにやられると思ひますが、大体御承知できるといふ目安で是非早急に措置されますことを重ねてお願い申し上げますが、その点如何でしょうか。

○國務大臣(森幸太郎君) この法案の提出決定が非常に遅れまして、本年になつてから結論を得ましたので、当初予算にこの予算措置といふことができなかった、従つてこれは追越されておるような状態でありまして、この法案を決定して頂きますれば、適當な機会を擱えて予算的措置をいたしたいと思つております。

○岡村文四郎君 よく分つておると思ひますから詳しく言ひませんが、報奨物資の問題なんです。(笑聲)それは大臣がよく知り過ぎておると思つてから詳しくは申上げませんが……

○國務大臣(森幸太郎君) これが今結論が出まして、これだけの金がどうし

ても出した方がいいという結論が付き

ますれば金の出し方はどうでもでき

るわけでありまして、この目的が達しているから大体先を見越して金を出してしまふといふような都合にはいろいろ予算の内容構成のことでありまして、困難でないかと思ひますが、今考えておりますのは、この間事務次官連中の持えた案につきましても何とか方法が、若しあれがいいと思へば、十三億くらいの金の出し方は考えようによつてはないわけではないと思つておる

わけであります。できるだけ何とか早く解決いたしたいと思つております。

○委員長（楠見義男君）　ちよつと速記を止めて

〔速記中止〕

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

それでは先程に引き続いて協同組合
関係の資料の説明を伺うことにいたし
ます。

○説明員（打越顯太郎君） この金融の

もやれる、どちらでもやれるというふうな体制をとつて参つたのでございますが、今回の改正法案によりまして、この点をはつきりいたしまして、医療に関する施設は共同利用施設の方から除いて、第九号の文化の改善の方に入れる。而もその場合に「医療に関する施設」というものをはつきり明文に決めて貰いたいということで改正をいたしたいということがあります。

その次は第十條の第一項の第六号でありますが、これは信連の事業といつたしまして、新らたに農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機關の業務の代理を営むことができるというこ

とと、今一つは政令の定めるところにより内國為替の取引をすることができ
る。かような改正をいたすという規定
の対照であります。これは信連に中金

の代理業務その他主務大臣が指定する金融機関と申しますのは、大体日銀を予定いたしているのであります。この為替の取引につきましては、内国為替

に限定したということ、政令の定むるところによるということで、この政令は先程資料として御要望がございましたのでありますが、まだまとまっておりますので、後程にまともりつておりませんので、次第御提出申し上げたいと思います。

それから第十條の第七項であります。これが先程大臣も御説明申上げましたように、新らしく規定いたしております点でございます。最初の方は

現在の県を区域といたします連合会以外の区域の場合の連合会の規定でございまして、新たに指導連と、経済事業を営みます連合会は別個にやらなければ

ばならないという規定であります。尙その外に関連業務といたしまして、こ

ここに、二、三と書いております範圍は関連業務として営むことができるというところであります。尙この機会に第一号の点について御説明申上げて置きたいと思ひますが、これは第十條の第一項の第五号の事業であつて、その費用に充てるために第三者から資金を借入れる必要のないものを併せ営むことができるといふうに挿入するものであります。これは通常の関連業務といたしましては、いわゆる土地改良事業につきましても、新田地帯が外部から資金を借りてやるといふ場合でない場合におきましては、やつてもよろしいという規定でございます。

それから第八項でございますが、これは都道府県の区域を超えする連合会の規定でございますして、購買と販売事業はそれ〴〵兼営はできないという規定をいたしておるのであります。これにつきましては、全国を区域といたします連合会等におきましては、相当な事業分量も多いこととございしまするので、販売事業、購買事業はそれ〴〵別建て進んで参つた方が少くとも当分の間は事業の進展上却つていいのではなからうかという点から考えられております規定でございます。尙この場合におきまして関連業務でありますが、販売事業を営みます連合会、或いは購買事業を営みます連合会におきましても、それ〴〵通常関連業務といたしましては、その他の事業も併せ営むことができるという規定であります。尙この場合に第三号におきまして第七号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、組合員の事業若しくは生活に必要な物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販

売することが通常の関連業務としてできるということではありますが、これは農村工業を営みます連合会の場合におきましては、販売事業購買事業を両方とも併せ営むことができるという規定であります。

それからその次の五十二條の二でございしますが、これは先程大臣から御説明申上げました趣旨によりまして、組合の財務關係を明らかにいたしますために、その基準となりますものを政令で決めて参りたいという規定でございします。

その次の第六十五條でありますのが、これは連合会が合併をいたします

る場合におきましては、投票によつてこれを行わなければならないということに規定いたしておるのでございまして、その連合会が必ずその会員であります。

まするところの出席者の投票によつて議決を行うといふことであります。

第六十五條の第三項といたしまして新たに加えておりますのは、連合会

が合併をいたします場合に、
〔委員長退席、理事 藤野繁雄君委
員長席に著く〕
それ／＼その連合会の会員たる農業
協同組合、若しくは農業協同組合連合
会がいわゆる特別決議を以て決議をし

た場合において初めて認められるといふふうな規定にいたしておるのであります。半数以上が出席いたしましたて、三分の二以上の多数によりまするとこ

ろの議決があつたことを証しまする書面も併せて提出することを必要としたという規定でございまして、合併いたしまする場合におきまして、会員な

る農民の意思を十分反映せしめたいという趣旨からこの規定を設けておりま

すような次第でございます。その次は九十三條の規定でありますが、これは新たにこの書き方を前半を要しました点と、後半におきましては、この行政庁の方におきまして、組合に対して組合員、役員、使用人、事業分置、その他組合の一般的状況に関する資料であつて、組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものにつきましては、当該組合に対して書類の提出を命ずることができ、書類を提出いたします場合におきましては、そのような範囲にのみ限定をいたしたいという趣旨でおるのであります。

九十四條の中に新たに第三項として加えましたのは、先程提案理由で御説明申し上げましたように、行政庁は毎年一回信用事業を営みます協同組合、それから都道府県の区域によりますところの組合につきましては常例として検査をしなければならないという規定を新たに加えたいということでございます。これは先程提案の理由の中で御説明申し上げました通り、組合の財務の状況につきまして健全な運営を図りますと同時に、対外的な組合の信用を高めるような措置をいたしますために行政措置をいたしたい、この規定を新たに加えて参りたいということでございます。

次に九十五條のところでは行政庁は九十三條の規定によります報告を徴します場合におきまして、当該組合に対して必要な措置を命ずることができ、というふうな規定の項目を加えたのであります。

第百條のところは罰則の規定でございますが、これは従来千円以下という罰金の規定でございましたものを、一

出を命ずることができる、書類を提出いたします場合におきましては、そのような範圍にのみ限定をいたしたいという趣旨でおるのであります。

九十四條の中に新たに第三項として

加えしたのは、先程提案理由で御説明申し上げましたように、行政庁は毎年一回信用事業を営みます協同組合、それから都道府県の区域によりますところの組合につきましては常例として検査をしなればならないという規定を新たに加えないということでございます。これは先程提案の理由の中で御

説明申上げました通り、組合の財務の状況につきまして健全な運営を図りますと同時に、対外的な組合の信用を高めるような措置をいたしますために、行政措置をいたしたい、この規定を新たに加えて参りたいということでございます。

次に九十五條のところでは行政庁は九十三條の規定によります報告を徴します場合におきまして、当該組合に対

して必要な措置を命ずることができる。というふうな規定の項目を加えたのであります。

万円というふうに改正したいといふことございまして、これはやはりこの程度の事項につきましては、一般にこれを罰金といたしましては一万円という規定に立派になつておりますので、それに合せる改正をいたしたいといふこととあります。

以上新旧改正法案の対照の資料について御説明申し上げました。お手許に差上げてあります資料につきましては大体その程度と思いますが、一応御説明を申し上げた次第であります。

○小川久義君 これはどうも腑に落ちない。今まで政府が公共団体に対して補助政策を取つておる時代なら、或る程度検査なり、書類を提出させることができるが、今協同組合に何らの補助もないで、育成もしないで、農民独自の立場においてやつておる、それに対して監督、検査の行政権が余りにも強過ぎるように思うが、この点どうか。

○政府委員(藤田巖君) お話の通り協同組合は自主的に農民の自由な意思に基いて設立するものであります。行政上の監督、指導というのはこれをできるだけ控えるということが当然であると思ひます。併しやはり最近の協同組合の事業の運営の状況その他から考えまして、決して組合を悪く暴くといふことではございません。いい意味におきまして、経営、経理内容を適正のものにして行き、それによつて協同組合自体の対外的信用を高めることは極めて必要だと思ひます。これはやはり行政官庁としても適当な指導をいたしまして、協同組合が本来のそういうふうな姿に堅実に発展せしめるためには、やはりこういうふうな措置をとる

ことが妥当であるといふふうな見解からいたしまして……。

○小川久義君 それは協同組合ができて二年余りしか経たないのだが、現在検査とか書類を出させるとか、こういうことによつて却つて煩雑化して、大仕事な事が疎かになる。特に僕は農業団体程まじめに正直に事業を行なつておる団体はないと思う、それを徒らに犯罪を構成するようにされておるのが現状であつて、これが政府の部内において今局長から御説明のあつたような趣旨が全然覆き違えられて、そうして何か悪いことをしておるのを洗つことが組合の育成強化だといふふうに取り合せておるのでは……仮に経済違反を見ましても、営利会社とか、個人の業務においては公然行われておる問題が、農業協同組合であるがために犯罪として検査されておる。それを以て農林省は協同組合が悪いことをしておる、だからそれに対して検査、監督の必要があるといふこと、こういうことから出たおのじやないかと思う。若しそうだとなればそれは逆でありまして、政府は一方において育成強化をする、一方において足を拂うといふ形が現在の実情であると思ひます。その点に対して何か本當の育成強化をするといふふうには持つて行くように御努力願ひたい、それに対してお考えがありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お話のようによつて、こういうふうな指導監督の権限の規定は入りますが、これを實際に運営いたします行政官の心構えといふものが、やはりお話のようになつて注意をされて、飽くまでも自主的な協同組合の健

全な育成発達を図るといふふうにして行きたいと思ひます。協同組合は勿論経営はいたしておりますが、場合によりまして何と申しますか、一般の経済情勢の変化といふふうなことに即応し、又何と申しますか、大體経理につきましても或る程度確實にやつて行くことが組合員のためにもよく、又組合のためにもいいのでありますからして、お話のような点は十分注意をいたしまして、法律の施行の際には行過ぎのないようにやつて行きたいと思つております。法律の制定をする趣旨といふものは飽くまでも先程申しましたような、育成強化といふふうな建前であることを御了承願ひます。

○小川久義君 この指導を別に作れといふことに対してはこれ又納得できない、ところが富山県におきましても指導連を作つておられますが、賦課金を出すものはない、又出せない状態である。農産物の価格は政府が勝手に決めて強い法の力で命ずる、併しなから育成強化はしない、指導といふことを僕は少し露骨に申上げますと、日本のような零細農業は企業体じやないと思ひのであります。これは国家の委託耕作のようなものである、勝手に値段を決められて、国家という権力によつて勝手に取られて、農業で使うものは国家で勝手に値上する。これは現実においては企業体ではないと思ひ、そういう国家的にあらゆるものを設けられて農民に、指導といふ面を受持つ官署がないのであります。従つてこの指導は全面的に国費を持つてやるのが当然であつて、賦課金制度において指導連を作つて、めくら農民の負担において負担しなければならんと決めつけられる

ので、この点については承服できないのですが、農林省のお考え方はどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 先程申しましたように協同組合の根本理念といふものは、農家の自主的な意思によつて自分らが何と申しますか、共同の利益を図つて行く、延いては農業生産力の向上を図る、こういうようなことで自主的に作り上げる、自分らが必要だといふふうな形でこれを作り上げて行くという体制であるわけでありまして、従つて現在の考え方といひましては、やはり農家が自主的に作るのではありませんからして、これは農家の利益になるわけでありまして、やはりその負担といふものはこれは国が全部持つといふふうな建前のものでなく、農家自身がこれを負担すべきであるといふふうな建前となつておるわけでありまして、併しなからこれはお話のように農業といふものが外の企業と違つて、国の大きな助成がなければできない性質のものであるといふことは私共も十分承知はいたしておりますが、そういうふうな大きな政策からの現在これに対する助成の方途も財政その他の事情で許されない情勢であります。併しなから私共といひましては、根本の理念はやはりそうでありまして、根本の理念はやはり今小川委員のおつしやいましたようなことも十分日本の農業としてあるわけでありまして、今後ともそういうふうな点につきましても、努力はいたして参りたいと思つております。

○小川久義君 これは自主的に局長は作れと言われるけれども、作れん形になつてゐる。何故かと申しますと、医

療をどこに持つて行くか、すでに各連合会では病院その他の医療設備を持つてゐる、ところがこれは殆んど赤字になつておる、赤字でやつておるものを背負ひ込んで、そうして指導事務を担当して、それをやらんでよいといふこととなら、作らんで置くといふのが今の趨勢ですが、そうすると手に持つてゐるものをどこに持つて行くか、富山県の実情を申上げますと、病院は二つ直接持つておる、又委託経営を三つやつておりますが、盡く赤字だ、こういう赤字のものを背負ひ込んでおる現状においては、その後始末のために農民の欲するままのものができない、それは表面から言えば局長の言われるように作らなければ作れない、いやならば作れないといふのが、現実にはそれが避けられない形に迫り込まれて、そこで普及技術員のようなものをもちつて強化して、国費を以てやるということも十分お考え願ひたいが、まあ僕のところの指導連におきましては、七十何人かの技術員を困つておるが、そのために賦課金を徴収しなければならん、お互いのためだからといふことで……それは私先程申し上げましたように、一つの企業体として現存しておるならば、局長の言われることも分るのですが、農家を経済を無視した日本の農政において、農民を搾取る機関のようになってしまつておる、この間からの統計に明らかなである通り、一町歩未満の農家は二万五千円赤字になるといふ数字がはつきり出ておる。而も農林省の口から出てる。そういう二万五千円赤字になつておる農家に対して、指導の費用までも負担することは私は根本から間違ひだ、そういう実態であるにも拘わ

らず、指導連を作らなければ、この指導事業は他の連合会と兼業できないという規定を殊更設けることが、現状と全く逆行しているのではないかと思います。この点に対して農林省のお考え方はどうですか。

○政府委員(藤田巖君) お話のように、現状としてはそういうことがあろうかと思いますが、やはり協同組合の根本的な考え方というものは、自主的に飽くまでも国の補助金に頼つてやるということではない、やはり自主的な力によつて自分らの利益を守る、こういうことにはつきり観念を徹して、それで余り国の補助金を当てにしないやうにやる必要があるかと思つております。ただ先程申しましたように、国家といたしましては、これは財政上許す限りの努力を拂ひたいと思つております。

○小川久義君 それは納得行かない。生きて行かん形に追い込んでおいて生きて行けと言っている。その点に対しては十分御検討願ひ、考え方も変えて貰わなければならん、それは自主的になれと言つても、やれん形である。先程申し上げたように、生きて行くことすらできんというのがはつきりした実情で、それに又指導連まで持つていうことは、今日即答はむずかしいと思ひますから、十分御検討願ひ、農業の根本政策に対しては一日も早く確立されまして、農民の指導に當つて頂きたいと思ひますが、その点はいずれ後日に譲りまして、ここでお伺ひしたいのは、共済保険、あれをここへなぜ併用しないか、あれが二つ共済保険組合と共済組合とあるために多大な事務の輻輳を来している。これを農業団体

が農業の災害保険を併せ行うことは当然でなければならん。又一緒にすることが当面である。この点に対してはどうお考えですか。

○政府委員(藤田巖君) 農業協同組合と共済組合とは、その建て方が本質的に違つておりまして、御承知の通り農業協同組合は全然自主的な加入、脱退の自由な団体であります。一方共済組合はその仕事を遂行いたします上において、どうしてもこれは強制加入といふふうな建前をとらなければならぬといふふうなことになるわけでありまして、従つて目的が非常に違ひます。これを現在において一つの形にするというところについては、やはりこれは法制的にもむずかしい点があると思ひます。でありますからして、我々としたしましてはやはり両組合はそれぞれ別個の目的を持つておるものでありまして、別個には設立いたします。が、やはり農家の利益を守る点において共通の目的を持つておるわけでありまして、お互いに連絡し合ひながら、そこらの利用の調整なり連絡をやつて、緊密に提携して進む、こういうふうな体制をとることが必要であるといふふうに思つております。

○小川久義君 それは根本の生い立ちが違ふことはよく分つておるのですが、それを一本にする意思があるかないか、殊更に生い立ちと目的が違ふかというところで、そういうものを置いておく必要はないと思ふ。農業会自体がこの仕事を併せ行う。この協同組合の改正をすると同時に、今の法律が悪ければ変えなければならん。農業会自体に共済保険を併せ行うおつたのだから、そういうように一本化する意思

があるかないか、この点に対して、性質が違ふ、制度が違ふことは分つておるのですから、そういう意思があらうかありでないか。又ないというならこれは不思議なくらいで、是非法の改正もして一本にすべきだと思ふ。そこで強制加入と任意加入とは二つに分れておりますが、実質的にはどつちも同じような進め方になつておる。法的に強制加入だから全部入つてゐる。一方は任意加入だから嫌なものはいらないという形ではない。農村に行けば強制加入も任意加入も加入もみさかいなしに皆入つてゐる。それを二つ建前が違ふからといつて別々にやらせることは実態に合わない、従つてこれを一つにする。若しそういう御意思がなければ、近く一つにするように御検討願ひたい。

〔理事 藤野繁雄君 退席、委員長 席〕

そういう意味で申上げたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 現在のところこれを一つにする意思は持つておりません。

○赤澤興仁君 第十條の指導連の事業でございしますが、農村の生活及び文化の改善又は医療に関する施設を併せ行うといふことにつきましての根拠を一つお尋ねしたいと思ふわけでございます。と申しますのは、厚生施設といたしまして、簡易な診療所とか、或いは保健婦の配置といふような程度でありますならば、指導事業として納得が行くわけでありまして、少くとも病院経営といふようなことになつて参りますと、経営の上におきましても、相当資金設備の点につきましても半ば経済事業と併せ行わしめる方が運営の上において妥当なようにも考えられるわ

けであります。そういうような点が考えられますことと、もう一点は、一応のどこにおきまして、指導事業が土地改良を行うといふ場合におきましても、資金が入らない場合にはやつてもよろしい、資金を借入れたるような場合においては、土地改良すら指導連にやらしめないといふ方針の下において、医療事業を指導連に併せ行うことは構わないのだといふことは否定的なものであります。この二つの点から医療事業を指導連で併せて行なつてもよろしいといふ工合にお考えになりまして根拠を一つお示しを願つておきたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お話のように医療事業を指導連でやらせるか、或いはそれを購買事業と一緒に考えるかといふことについては、なか／＼むずかしい問題があつたわけでありまして、結論として指導事業に併せました意味は医療事業といふものは、これはいはば経済的な事業といふふうなことに見るよりも、むしろ何と申しますか農村の生活、及び文化の改善その他指導の面の事業と併せて考える方が、よりふさわしいものであるといふふうに考えたのであります。で、お話のようにこれを購買事業と一緒に併せたらといふような御意見もあるかと思ひますが、経済的な事業と果してそういうふうな運営で以てこの医療事業といふものを行うことについては、尙問題もあるわけでありまして、そういうふうな意見合から非常にここはむずかしい点があると思ひますが、我々いたしましては、医療に関する事業はこれを指導連に移す。そして指導連といふものは飽くまでも、やはり何と申しますか

経済的な事業をやりやつて、そのためにそのときの販売、購買等によつて大きな赤字になる、それによつて折角の指導すべき団体といふものがなくなるということは大変なことでありまして、そういうふうな意味合で、この土地改良をやりまします場合と雖もそういうふうな点からいたしまして制限を設けるといふふうな考え方をしております。

○赤澤興仁君 そういたしますと、現在の医療事業を行なつております連合会におきましては、経営が大部分赤字になつておりました、非常に困つておる実態にあるといふことは御存じの通りでございます。これを併せ行わしめるというところが今お話のような理由でやつてもよいといふことで、そのことが指導事業の運営に私にはびびりを入らしめるものであるとも考えるわけでありまして、又今後の運営におきましても、指導連の信用を以ちまして多大の借入を必要としたしまして、設備を拡充いたす等の場合におきましても、相当差障りが出て来るのではなからうかと思つております。従ひまして、これを併せ行なつてもよろしいといふことは、実態から少し離れたお考えの下にお作りになつたと考えざるを得ないのでございしますが、この点につきましても一応承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) この点については念のために申上げたいと思ひますが、必ずしも指導連とこの医療事業とは必ず一つでやれるといふことを言つておるのではないのであります。それが若しも分離するといふことが実情に即してふさわしいといふことであれば分離も当然結構なのです。従つてそ

ういふふうな意味で決してこれは強制をいたしておるわけではないのでありまして、要は具体的に連合会を作り出す場合、果して一緒に併せ行へば団体とすべきかどうかという点を研究をして、そして農家の自主的な意思によつてこれが作られるというふうにいたして参りたいと思つております。

○赤澤興仁君 一言、誤解があるようでありまして強制しているという意味でお話を申しておるのではないわけでありまして、併せ行なつてもよいというこの法文をお作りになつた点に私は矛盾があるのではないかと意味でお尋ねしたということだけを一応申し上げておきたいと思ひます。

○岡村文四郎君 大体この法案の骨子は分らんわけでもありませんし、向うさんとの協議会にも出て意見を叩いてありますから分つておりますが、日本の現状から考へてみますと指導事業をどこまでも自主的な団体として構成分子が負担をしてやつて行くことになつておりますが、これはやれるだけはやるでありまして、決して今後に対する大事な農村のためにはならぬと思ひます。私共は二月二十五日でありましたが、農林大臣を相手にして農村に経済恐慌が来るか来ないか、来ておるかどうだかというので質疑応答をやつておりましたが時間がなくて結論を得ないで別れたのであります。そのときに農林大臣の曰くには、農村を経済恐慌の中に追込むとは指導人が一体悪いのだ、これは指導連合会の責任ではないかということをやつております。それは政府が相当の助成をするなり、外の面でも金を出して指導人を作つてゐるならば大臣の言うようなこ

とは言い得ると思ひます。そうでないのにこの責任を指導連に被せることは誠に迷惑千万だと考えますが、今この指導連でも負担金のみによつてやつて行きますことが非常に文句が多くて窮屈でもあり十分な指導ができないというところで、いろいろな斡旋事業をやつたり、或いは余りに購買事業や販売事業に異議の出ないような方法で、多少でも自分の経営資金を得ようとしてやつてゐることが日本の現状なのであります。それでこれをどこまでも今のお話のように自主的な団体であるから自分でやればよい、今の政府は絶対に助成金は打込まれておらん、こういうのではお話をそれで通るでありまして、それが、成果を上げるということについては疑問であります。これは一刻も早く、向うさんが何と言つておつても、私は始終向うさんからこういう話をされるという御答弁を聞かれますが、政府は肚の問題でそこに行くべきで肚があれば何も気にすることはない。肚というものがその職に食つておらなければならぬということも肝腎なことです。それがないと甚だ話がまずくなるのであつて、首脳者は決してそういう腹でなくて、日本の実情をつぶさに話申上げて、例えば今の法律による指導事業以外には行なつてはならぬ、経済事業はまかりならぬ、こういうふうにいたしますと非常に指導人というものの力はなくなる、困るからどうしてでも国で何らかの方法によつて見るのでなければ日本の農村の経済指導ができません。こうやることによつて必ず効果は出ると思ふ。そこでそれは肚の問題なんでして言われるままになつておれば今の通りでありますから、これは

今直ぐにできませんが是非政府は十分な肚で日本の現状、今の指導連の姿を十分にお話申上げせんと、全く今年ぐらいいいいかも知れませんが段々農村は不況になり、負担金が多くなつて参りますと負担がでなくなつて自滅をする。自滅をするようになれば指導なんというものは零であります。絶対背きません。たとえて申上げますと、北海道ならば三千五百万円の負担でありまして、そこで二千五百万円は三つの連合会で負担をせよ、一千万円だけは下から取れ、こういうので、この間の総会にそれは面倒臭いので済んださうであります。それは誠にいかんことと三つの連合会で二千五百万円は出せと言へば出しませんが、それは当時のことで継続いたしておりません。私は信連の会議でも不服を持つております。そういうことは相対的にかんので、是非政府の方で断乎たる決意で、何らか本当に指導するにしても力のある、言うことを背いてくれる体制にするのでなければ、形だけではいかんと思ひます。殊に北海道は十四の郡連があります。これは畜産組合が後を取つておりました、相当財産を持つておりますし力もありませんが、経済事業は行なつておるところは止めなければならぬ。それが問題になつておりますがなか／＼やかましく言われておられますが、経済事業を行うというのとになりましてどうしても一ヶ年のうちに処理しなければならぬ。これは大きな問題で又恐らく連合会が別にできる。そうすると又下の負担がおかしくなつて段々文句だけ積んで来てその結果はうまくないと思ひますから、これはどうしてもあらゆる機会にそういう

うことを主張して、日遠くなくして実現するように努力する意思があるかないかを承りたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 農業協同組合の姿をいたしましては、飽くまでも農民組織の十六原則にもありましたように、これは自主的な欲するような体制を取るといふことが理想である、そういうふうな理想に今後とも段々と進めて行くべきものだとは私共は考へております。現段階をいたしましてはかような形において考へる。将来としてはお話のように、更にそれらの形態を如何に取るかといふことは、全然農家が自由に取ら得るような方向へ早く持つて参るべきだと思ひます。

○岡村文四郎君 次は医療の問題であります。これはどうしても一緒にするといふのじやなくて、あのときの協議会でもまあくつつけようがないからそういうこととして置くという話であります。そうなるております。これは一緒にならぬものは一緒にする必要がないのであります。全国津々浦々までこの県も行なつていない事業でありますから全部とは申上げませんが、これも非常にこの県でも困難をいたしております。岩手県のように県が買上げますと非常にいいのであります。この問題はいわば保険金がいりまして、この問題は非常に医療組合の非常な問題であります。私共の方では月七千万円づつ貸してあります。これは非常に経営が安心できないものであります。収入も支出も全部信連に任すのならば引受けてやろうと言つておりましたが、毎月七千万円づつや利息を拂えない。金は入つておりますが大体九十日、百日か、百二十日目に入つてゐるので、その金利が大変である。そこで病院が三十三、診療所を併せて七十二、その中の経営は決して赤字ではありませんが金利に喰われてしまつて、どこへ行つても取り手がありません。信連だけではどこへも行けない、こういうことになつて、一緒にならぬか、何とかしなければならぬ、こういうふうな困つておる。これはどうなつても恐らく指導連ではやつておらんと思ひますが、これはとても無理にするのじやできないのでありますからこれもよく政府が見て、どういうわけで一体医療組合が困つておるか、これをよく観察をして、予算もなしできないといふことであればそれまでであります。どういうわけでできないかといふことを診察しなければいかぬと思ひますが、そういうことをやる気があるかどうかお聴きします。

○政府委員(藤田巖君) お話は尤もな点であると考えますが、今後ともそういう方向に如何なる点に欠陥があるかといふことをよく調べて、又それに対する何と申しますか改めて行くべき措置を講じて、そして事業全体が健全に育つようにその方向に進めて参りたいと思つております。

○山崎恒君 今回のこの改正法律は、現在多く連合会ができておるのでこれを一応圧縮しようというのが根本の案であります。趣旨はよく分るのでありますが、組合も自由の原則に立つて作られてゐる、又それに懲罰されて作つたのであつて、現在の法律では協同組合法ではこうしたことを細分した法律を作ることがいいか悪いかといふことを、私共は疑問を抱いてゐる、その問題が一つ。それから連合会が合併す

と登録税がかかると思いますが、この措置をどういう工合に考えているか、この問題が一つ。それから今一つ加入脱退ということが自由な原則であるのでありますが、実際問題として例えば全国機関の連合会の役員選出等に際しまして、従来は指導方針としてこの組織員は大体県区域の団体が組織員で指導されている。ところがたまたまこの役員を選出等を通りまして単位の組合が総会前に加入申込をして来た、こういうような実例があるのであります。これは加入脱退自由ですから拒むことができない。ところが今までの指導方針としては各県を区域として、例えば三十口なり二十口なりという出資を以て加入しておつたものが町村を単位として一口を加入せしめる、こういうような場合が生じた。こうした面について私共は当局にもその当時打合をしたのでありますが、何ら施すことがない、結局總會が混乱するに過ぎない。こういうふうな面に当面したのであります。この原則は飽くまでもこれは無視するわけに行かぬと思ひます。ただ議決権の制限というふうな点については、これは定款に規定することによつて、例えば加入の日数が非常に短い場合の議決権をどうするかというふうな問題は、これは尚やうり得る余地もあるのじやないかというふうな思ひかけです。若しも非常に弊害がありますようなところにおきましては、そういうことは不可能かと考えております。やはり一定の資格を備える者は、これはやはり加入はさせなければならぬということに止むを得ないことだと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 組織の自由であるべき原則、これについては私共も全然同感と考えております。ただもうよく御承知の経緯によりましてこういうふうな段階まで参つております。現在非常な沢山で過ぎておりますので、若しも農家が欲するならば、農家の自由意思によつて或る程度の合併をやつて行くことも適當であらうといふのでその途を開いた。これをするとならぬとは農家の自由な意思であります。そういうふうなことで現在やつておりますが、今後とも根本的な原則が貫徹いたしますように私共も努力して参りたいと思つております。

それから登録税の問題でございますが、これは合併をいたします場合は軽減税率がかかることになつております。千分の四の軽減税率です、普通は千分の四十でございます。この程度の税負担は止むを得なからうと存じております。

それから加入が全然自由でありますために組合の秩序を乱すというふうな場合もあるという点でございますが、この点は非常に実際上むづかしい問題でありまして、やはり制度の建前といたしましては加入脱退は自由である、この原則は飽くまでもこれは無視するわけに行かぬと思ひます。ただ議決権の制限というふうな点については、これは定款に規定することによつて、例えば加入の日数が非常に短い場合の議決権をどうするかというふうな問題は、これは尚やうり得る余地もあるのじやないかというふうな思ひかけです。若しも非常に弊害がありますようなところにおきましては、そういうことは不可能かと考えております。やはり一定の資格を備える者は、これはやはり加入はさせなければならぬということに止むを得ないことだと思ひます。

○委員長(楠見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後三時四十七分速記中止
午後四時七分速記開始
○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

○山崎恒君 只今申されましたように、直ちに活動する準備は今整えていないというふうなお話でありまして、誠に同情すべき状態であると思ひます。これは願つても急速にこの体制を整えて而も予算的の措置を早く講ずる方法をとつて、当初大臣の説明の中にもありましたように、事業経営等の際に、比較的経験のある人が指導した組合は欠損等も出しておらないというのが現状なんです。そこでずぶの素人が盲滅法に経営したという所が、而も赤字等も出して、これは勿論最近の経済情勢を食い止めることができない、経営したという点も十分あります。が、そうした点があるうかと存するのであります。同時に検査等の問題に際しましては、農林省の指導検査等は無論今後は人的にも多少拡充もしてこれに充てなすやうなことを思ひます。が、單に学問的問題ばかりでなしに民間のいわゆる経験者も一つ採用されて、例えば購買事業に経験のある全購連あたりにおつた人間とか、或いは販売事業に経験のある全販連におつたやうな人間とかを一部採用されて、そうした指導、検査等に当られることが望ましいと、こう思ふのですが、そうした問題を私は希望としてお答えはいたしません、一つお願いしておきたいとこう思ふのであります。

○羽生三十七君 二つお尋ねしたいと思ふのですが、その一つは先程来からの指導連の問題でありますけれども、結局農業協同組合を通じて農業生産力の発展を図る場合に、第十條の第四号、第五号を活かさなければ、全然前の農業会と変りはないと私は思つておるのではありません。ところがこれは前何かの関連事業をやつておらなければ先程来お話のあつたように、負担金ばかり大きくなつてこれが事業を行うことができないという矛盾が一つ。

それからもう一つは農業協同組合を助成のために何らかの予算的措置を行う場合はどうなんでしょうか。協同組合自体に援助ができるのか、或いは何か事業をやつておる者に補助という形で行くのか、この二つをちよつとお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君) 初めの点がちよつと聞き漏らしましたのであります。○羽生三十七君 ちよつと繰返します。初めの点は、第十條第四号、第五号等、つまり指導連を中心にして活かし、行かなければ日本の農業生産力の発展は全然できない。だから購買、販売だけでしたら昔の農業会と同じことで特別の違ひがないので、むしろこの農作業の協同化や、或いは農業労働者の効率的増進に関する施設とか、或いは「農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理」こういうふうな問題をやらなければ本来、農業協同組合が生産的な活動ができないのです。従来販売と購買とが切離されて、関連事業がなしに一本立ちでやつて行く場合には、一休資金の運営

も全然できない。こういうことで、これは一体どういうふうな育成されて行くかと思ふところがあるかということが一つであります。

第二番目には、今申しましたように協同組合を育成されて行くという予算的措置をとつて行くという場合に、組合自体に援助を與えるのか、或いは事業をやつておるものに対して補助を與えるのか、若し予算的措置をとる場合の考えです。

○政府委員(藤田巖君) お話の指導連の本来の事業と申しますのは、私共といたしましては、むしろこの第十條の第一項の第十号になりますか「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」、或いは又九号、こういうふうな仕事であります。が、只今もお話のございました四号及び五号につきましても、これは勿論指導事業と関連いたしまして、当然生産増強の面において推進をして行かなければならぬ問題だと思つております。

そこで資金の問題であります。これはやはり指導事業と経済事業は、それを分離するという原則で考えているわけでありまして、その際指導事業を行いますに関連をいたしましての斡旋事業というふうなものが、これは当然認められていなければなりません。併しその他の点については、これは組合の会員の負担金というふうなもので賄うことが原則になつております。先程もいろいろ御質問があつてお答えをいたしたのでありますが、今後共この指導連の事業については、私共といたしまして理由のつく限り何らかの補助金

その他のものも努めて考慮して参りましたと思つております。それからただこれを出しますやり方として、組合に対する援助というふうな形式になるのか、或いは事業に対する援助というふうな形式になるのかというお話であります。これは両方あるかと思つておりますが、例えば従職員の助成という形或いは事務費の助成という形でやるものもありますし、又特殊の例えば教育事業或いは従職員の養成、その他の講習会、講話会というような組合の事業であります。或いは委託事業であります。そういうような形で特殊事業に対する助成ということも当然考えられるわけでありまして、両方考え得ると思つております。

○羽生三三君 ちよつと簡単に今の続ですが、農政局長は指導連の場合は従来は第十條の四号と五号よりもむしろ九号と十号をお考えになつておると言われましたが、私が考えてみると農業改良助長法に次ぐ一部改正法律案で結局そういう面は新らしく設けられる農業改良に関する指導員がやれると思つたのであります。これはまあ事実組合に加入しておらない人もありますし加入しておる者もあるのか一概に申せませんが、ただその面はあの法律で行けると思つておる、だから協同組合自体でやるとするならば指導連の第四号第五号の方がむしろ重大だと思つたのです。特に第十條の九号と十号と農業改良助長法による普及員の関係はどういうふうにかえておられるか伺いたしたいと思います。

○説明員(打越顯太郎君) この第十條の第四号と第五号の問題であります。が、この四号の事業は農業会直接として

てはあまり今實際問題としては考えられないのではなからうかと考えております。村の農業協同組合あたりはこういう事業は相当にごさいますけれども、連合会の場合におきましてはあまりないのではないかとかように考えております。

それから第五号は土地改良事業であります。連合会としてもやり得るものでありますけれども、これを指導連がやります場合には、尤も第十條の第九号若しくは第十号の事業をやります指導連がこの土地改良をやりますことは勿論認められておりますけれども、これは今回の法律改正案にごさいますように新たに第三者から資金を借受けてもやれます。土地改良事業は金融はできないということにいたしておるのであります。これは先程申し上げましたごとく指導連は経済事業を営めないのでございますから、土地改良のごとき相当な資金を伴います事業をやりますことは適当じやないじやないか、かような考えでおります。勿論その場合におきまして、指導連において土地改良に關します技術員を持つておりますような場合が多々あるかと思ひます。その場合に技術員を使つてその土地改良事業を指導するということは勿論差支ないと思ひます。さような範圍に限定をされておるようなわけでありまして、御了承願ひます。

○羽生三三君 そうするとこの農業改良助長法による農業技術の普及員を積極的に活用すると、全然これは法律は別であります、何かここでダブるような感じがするのですが、そういうふうにお考えになりますか。

○説明員(打越顯太郎君) 農業改良助

長法によりまして、その農業普及員も協同組合の關係であります。これは中には同じような仕事をやります場合には、ダブることになるかと思ひますけれども、併し原則といたしまして、農業改良助長法によりまして、その普及員は数の点におきましても予算上限定されております。二十五年、二十六年の継続事業をやつて新しく五千一人ということになりますので、その五千人を割当てまして、漸く全国一ヶ村に一人当りしかないと、いうふうな状態になります。向この一ヶ村一人当りの農業普及員で十分に農村に對します。いろ／＼の普及が出来ますかどうかということになります。これは必ずしも十分ではない。その場合におきまして、協同組合側におきまして農民の自由意思によつてそういう技術員を置きますことは、一応認めないではなないか、というふうな数の点からも一つあります。又質の点から申しまして、協同組合に設置いたします技術員というのは、改良普及員の技術と十分マッチしたしまして、その正しい技術を十分に農村に浸透いたしますところの受入態勢なり、技術員或いは資材の輸送供いたしますところの技術員というふうな意味におきまして、別の点において又違つた点があるのじやないかと思ひますので、見方によりましては決してダブらずにやる方法があるのじやないか、大いに唇齒輔車の立場で関連して相互にやるべきものではないか、かように考えております。

○岡村文四郎君 今御提案になつております協同組合法の一部改正案、これは通さんならぬし可決になると思ひますが、一度実は私は調べてみました。が通せんない、全部ではないようでありまして、大変だと言つて困つておる組合があるやうであります。これは当然通ると思ひます。併しながら私が随分早いころから希望を申し上げて、その筋へもそのことを申し上げたところ。これは同意されておるやうであります。が問題は役員の任期であります。俄かに農協が不振になるといふことは考へておらなかつたのであります。が、どうもやり方を見ると非常に責任觀念が薄い。これはいかんかというので話しをいたしておりましたが、どうも又これを任期だけ改正すると非常に延びて行きますかと思ひますが、私は断然むしろこれより先にあの任期を直すべきだと思つておつたのであります。これも出ておらんですが、これは部長は賛成しておるが、なか／＼それも行かないが、あるときの委員会でも私の発言に逆襲したようなことを言つておるし、農林省に向うがそのことについて指示をしておるが、農林省がいいヒントを與えないというふうなことを言つておる。これは是非この際をういう面に志してそれを出しにになり、あのときは違つたので効果があると思ひますが、一体どうなんだ、是非私はこれは一緒にやるべきだと思ひますが、この任期の改選をして大いに協組がその責任において改正さすようにすることが非常に必要だと思ひますが、政府はどういうふうに一休お考えになつておるか……。

○政府委員(藤田巖君) お話のように役員の任期が非常に短くなつておりますので、なか／＼組合の事業に身が入らんとすることもあるだろうというやうなことも考へております。その点については私も同感でございまして、今回の改正をいたします際もそういうふうな事項も考慮いたしましたのであります。併しながら緊急にこれを出すが、これを早く必要となるので提案しなければならぬという情勢からいたしまして、そういうふうな点についてはその他の事項と一緒に次の改正のときに持越そうということにいたしましたのであります。私共といたしましては趣旨については同感でございまして、今度の改正のときにこれは是非出したというふうにかえております。

○岡村文四郎君 そういう話は何遍も聞いておりますけれども、間に合いません。私は実に重要な時期だと考へてゐる。そこでアメリカのお話も伺つたことがあるんですが、任期の問題であるが、アメリカでは二年ぐらゐでは組合の事業が分るから分らないぐらゐで、日本でもこれはうまく持つて行けばいいと思ひますが、この際一つもう一歩勇氣を出して局長は話しに行くと一氣持はないかね。

○説明員(打越顯太郎君) 岡村委員のお説に對しましては只今農政局長から御答弁申し上げたことに私全く賛成でございまして、關係方面に十分折衝を申上げたのであります。が、技術的の面で意見の一致を見なかつた。従つて今度の国会までには両者關係方面と十分に打合せをして大いにこの話を進めまして、十分今度までには間に合うやうに進めて参りたいと思ひます。

○羽生三三君 関連事業の認定はどこで行うのでありますか、行政官庁で行いますか、組合の定款で決めるのであ

りますか、これをちよつと。

○説明員(打越顯太郎君) お答え申し上げます。これはやはり農林省の方でやることだと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 藤野さん食糧庁長官と農政局長が久し振りに顔が揃つたのでかねて留保されておる質問をこの際によつて頂きたいと思ひます。

○羽生三七君 委員長この問題はどの程度で……

○委員長(楠見義男君) この程度で……

○藤野繁雄君 昨年の十二月九日の閣議決定によつて見ますと、こういうふうなことが決定されているのであります。いも類の統制撤廃後における生産確保及び流通対策要綱ということについて結論といたしまして、次の経費を二十五年度予算に計上する。一、諸類の良質品種への助成施設経費。二、諸類の他作物への転換助成施設経費。三、諸類の加工工業の振興対策費。こういふふうなのがさつきも申しましたように昨年の十二月九日の閣議決定となつておるのであります。私共の方に提出された二十五年度の予算によつて見ますとその予算が現われてないのではありません。今やいもは政府の方針によつて増産第一主義から優良品種の生産へと移つて行かなくちやいけないのであります。そのためには優良品種の普及を図らなくちやできないのでありますから、これに対する資料に対して相当の経費を計上しその対策を練らなくちやできないのであります。その必要を認めてさつき申上げましたように閣議決定しておるのであります。閣議では決定しながら政府は必要と認めながらこれを予算に計上しないというこ

とはどうも面白くないと思つておりますが、先ずこの点からお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(藤田巖君) お話の通りいも類の統制撤廃に伴ひまして生産流通面におきまして、又その利用の面におきまして、いろいろ対策を講ずる必要があろうと思つております。私共といたしましては只今お話のごさうでしたように優良品種の輪転でござりまするか、或いは他作物に転換する問題でござりまするか、その他試験研究でござりまするか、いろいろな方面につきましての施策を講ずるために必要な予算にいたしまして約一億八千万円というふうなものを計上いたしまして、大蔵省に要求をいたしておるのであります。遺憾ながらまだこれが決定の運びになつておらんわけでありまして、我々といひましては是非ともこの要求が実現いたしますように早急に努力をいたして参りたいと思つております。

○藤野繁雄君 農林省では案を立てて要求されたのが二十五年度の予算に計上されないという事は、私共から考へてみますと、閣議決定がいかなる意味を持つものであるかといふことを疑わなくちやならないのであります。私はこの際の閣議の決定といふものが実行性があるものであるからいふのである。又大臣でないからいふからいふことを質問しても仕方ないのであります。が、こういうふうな点について閣議決定しながら予算を組まないといふことは面白くないと思つております。又現在から申しますと食糧についてはいろいろ問題があるのであります。が、いも類が私共からすれば一番食糧の増産に効果があつて、これによつて過去

におけるところの食糧危機を突破されていると考へるのであります。そしてこれは生のままに置いたならばできないのであつて、加工、貯蔵の方法を講ずればその効果が上つて来るのでありますから、加工、貯蔵についていろいろと試験研究もやるし実行もしているのではありませんか、これらの方面については必要な研究費を出すと同時に、その他についても或いは利用の方面についていろいろと金を出さなくちやできないというふうな現在の状況であると思つておりますが、これらの点において更に研究を進められて出す方法を研究して頂きたいと思つております。

○政府委員(藤田巖君) 御趣旨は誠に御尤もだと存じております。私共も全然同感でございまして、そういうふうな試験研究経費、そういうふうな優秀なる設備を設置いたしますための費用の補助というふうなものにつきましても、一応要求の中に計上いたしておるわけでありまして、極力これが実現するように更に農林大臣も大蔵大臣に話をしておきまして、交渉を進めるようにやつておるわけでありまして、極力努力をいたします。

○委員長(楠見義男君) 速記を止めて下さい。

午後四時三十三分速記中止

午後四時五十五分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時五十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
池田宇右衛門君
石川 準吉君
藤野 繁雄君

委員 門田 定藏君
北村 一男君
深水 六郎君
鈴木 順一君
赤澤 與仁君
山崎 恒君
岡村文四郎君
小川 久義君

國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

政府委員

農林政務次官 坂本 實君
農林事務官 藤田 巖君
農林事務官 安孫子 藤吉君
食糧庁長官 舟山 正吉君
大蔵事務官 大蔵事務官 打越顯太郎君
農林事務官 同組合部長

説明員
農林事務官 打越顯太郎君
農政局農協同組合部長

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十條第一項第三号中「又は共同利用施設の設置」を削り、同号の次に次の一号を加へ、同項第九号中「改善」を「改善又は医療」に改める。

三の二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療に関するものを除く。)の設置

第十條第六項を次のように改める。

前項の農業協同組合連合会は、會員のために、手形の割引をし、若しくは定款で定める金融機關に對して會員の負担する債務を保証し、又は当該金融機關の委任を受けてその債権を取り立て、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機關の業務の代理をし、若しくは政令の定めるところにより内國為替取引をすることが出来る。

農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号又は第十号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第九号及び第十号以外のもの(以下経済的事業という。)とを併せ行うことができない。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一項第九号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会が、その會員の申出により、当該會員のために同項第五号の事業であつてその費用に充てるために第三号から資金を借り入れる必要のないものを併せ行うこと。

二 第一項第九号又は第十号の事

業を行う農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、経済的事業を併せ行うこと。

三 経済的事業を行う農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第九号又は第十号の事業を併せ行うこと。

地区とする農業協同組合連合会は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第六号の事業と同項各号に掲げる事業のうち第三号以外のもの又は第六号以外のものを併せ行うことができない。但し、左に掲げるものについては、この限りでない。

一 第一項第三号又は第六号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項各号に掲げる他の事業を併せ行うこと。

二 第一項第三号及び第六号の事業以外の事業を行う当該農業協同組合連合会が、当該事業の目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲内において、同項第三号又は第六号の事業を併せ行うこと。

三 第一項第七号の事業を行う当該農業協同組合連合会が、組合員の事業若しくは生活に必要な

物資を加工して供給し、又は組合員の生産する物資を加工して販売すること。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 前二條に定めるものの外、組合が、当該組合とその組合員との間の財務関係を明らかにし、その他組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令でこれを定める。

第六十五條第一項の次に次の二項を加える。

農業協同組合連合会については、前項の規定による合併の議決は、投票によつてこれを行わなければならない。

農業協同組合連合会の会員たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が前項の規定により合併を可とする投票を行うには、これにつき、それぞれの總會において、その組合員（準組合員を除く。）の半数以上が出席し、無記名投票によつて、その議決権の三分の二以上の多数による議決があつた旨を証する書面を併せて提出しなければならぬ。

第九十三條を次のように改める。

第九十三條 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守つていないかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般の状況に関する資料であつて組合

に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができ。

第九十四條の次に次の一項を加える。

行政庁は、第十條第二項第二号の事業を行う組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第九十五條中「行政庁は、」の下に「第九十三條の規定による報告を徴した場合又は」を加える。

第九十六條第一項中「千円」を「一万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により併せ行うことができなかった事業を現に併せ行つていた農業協同組合連合会は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後一年を限り、なおその事業を併せ行うことができる。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
（目的）
第一條 この法律は、松くい虫等その他の森林病害虫を早期に、且つ、

徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「松くい虫等」とは、松、杉その他の樹木に附着してその生育を害するせん孔虫類をいう。

2 この法律において「伐採木等」とは、伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝條（用材及び薪炭材であるものを含む。）であつてはく皮しないものをいう。

（駆除命令）
第三條 農林大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあると認めるときは、早期に、且つ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要の限度において、区域及び期間を定め、左の各号に掲げる命令をすることができ。

一 松くい虫等の附着している樹木を所有し、又は管理する者に對し、当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫等及びその附着している枝條及び樹皮の焼却を命ずること。

二 伐採跡地を所有し、又は管理する者に對し、松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある根株のはく皮並びに松くい虫等及びその附着している枝條及び樹皮の焼却を命ずること。

三 松くい虫等が附着している伐採木等の移動を制限し、又は禁止すること。

四 松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等を所有し、又は管理する者に對し、そのはく皮又は枝條及び樹皮の焼却の措置を命ずること。

2 前項の規定による命令で第八條の規定により損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

3 第一項の規定による命令をしようとするときは、その三十日前までに、省令で定める手続に従い、左の事項を公表しなければならない。

一 区域及び期間
二 松くい虫等の種類
三 行うべき措置の内容
四 その他必要な事項

4 前項第一号の区域内において森林、樹木又は伐採木等を所有する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立をすることができ。

5 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聽聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

6 農林大臣は、第一項の命令を受けるべき者の所在が知れないときその他当該命令をその者に傳達することができないときは、省令で定める手続に従い、当該命令の内

容を公告して通達に代えることができる。

(駆除措置)

第四條 農林大臣は、前條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる命令をした場合において、森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

2 農林大臣は、前項の規定により松くい虫等の駆除又はそのまん延を防止するための措置を行う場合において必要があるときは、都道府県に協力を求めることができる。

(都道府県知事の駆除命令等)

第五條 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要の限度において、区域及び期間を定め、第三條第一項各号に掲げる命令をすることができる。

2 前項の場合には、第三條第三項から第六項まで及び前條第一項の規定を準用する。

(立入検査)

第六條 農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林又は貯木場、倉庫その他伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、無償で、樹皮又は枝條を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は収去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証券を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示権)

第七條 当該官吏又は森林害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、伐採木等に松くい虫等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときは、当該伐採木等の所有者又は管理者に対し、はく皮、枝條及び樹皮の焼却等の措置を行うべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた者がその指示に従わないときは、当該官吏又は森林害虫防除員は、当該伐採木等につき、自らしくは皮、焼却等の処分をすることができる。

(損失補償)

第八條 国又は都道府県は、第三條第一項若しくは第五條第二項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫防除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号、第二号又は第四号の命令に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條及び樹皮の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する

金額とし、同項第三号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

3 第一項の補償を受けようとする者は、農林大臣又は都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

4 農林大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

5 申請人は、前項の決定について不服があるときは、農林大臣又は都道府県知事に訴願することができる。

(国庫補助)

第九條 国は、都道府県に対し、予算の定める範囲内において、この法律の規定により都道府県知事の行う松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助することができる。

(分担金)

第十條 都道府県は、第五條第一項若しくは同條第二項において準用する第四條第一項の規定により都道府県知事が行う松くい虫等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置又は第七條第二項の規定により森林害虫防除員の行う処分により利益を受ける森林、樹木又は伐採木等の所有者又は管理者から、その者の受ける利益を限度として、地方自治法(昭和二十

三年法律第六十七号)第二百十七條の分担金を徴収することができる。

(森林害虫防除員)

第十一條 この法律に規定する松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止の事務に従事させるため、都道府県に森林害虫防除員を置き、当該都道府県の吏員をもつてあて

(特例)

第十二條 松くい虫等以外の森林害虫又は獣類、菌類若しくはバイラスが異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあり、緊急にこれを駆除し、又はそのまん延を防止する必要があるときは、第三條から第十條までの規定に準じ、一年以内の期間を限り、政令でその駆除又はまん延の防止のため必要な事項を定めることができる。

(罰則)

第十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 農林大臣又は都道府県知事の第三項第一項第三号に掲げる命令に違反した者

二 第四條第一項(第五條第二項において準用する場合を含む)の規定による処分を拒み、妨げ又は忌避した者

第十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第四号に掲げる命令に違反した者

二 第七條第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十五條 第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 森林法(明治四十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八十一條及び第八十二條を次のように改める。

第八十一條及び第八十二條 削除

第二百二條中「又第八十一條第一項」を削る。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、長野県鳥居川水利組合貯水池設置に関する請願(第一三六〇号)

一、養蚕技術員の身分安定等に関する請願(第一三七〇号)

一、肥料配給業務の国家管理に関する請願(第一三七八号)

一、兄島湾淡水化による損害補償等の請願(第一三九六号)

一、夕張川ダム建設に関する請願(第一四四七号)

一、耕地災害復旧事業費および土地

改良事業費、国庫補助増額等に関する請願(第一四五一号)

一、農業災害補償法中一部改正に関する請願(第一四七五号)

一、かんがい用水源新設に関する請願(第一四九三三号)

一、霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願(第一四九五五号)

一、地方競馬の控除率改正に関する陳情(第二五〇号)

一、早期供出米補償金に関する陳情(第二五八号)

一、桑苗生産農家救済に関する陳情(第二六一号)

第一三六〇号 昭和二十五年三月八日受理

長野県馬居川水利組合貯水池設置に関する請願

請願者 長野県上水内郡柏原村 長 小林岱助外八名

紹介議員 池田宇右衛門君

長野県上水内郡馬居川水利組合のかんがい地域は、千六百余町歩におよんでいるが、唯一の水源である馬居川の流域が、地形がけわしい上、岩盤地帯が多いため、降雨の度毎にこう水となつて、沿線農地および公共施設を流失し、関係町村の被害は、かんぱつの被害と併せて千数万円に達している実情であるから、これらの災害を未然に防ぐとともに、下流にある広大な未利用面積を活用するため、当組合の貯水池設備に特別の考慮をせられたいとの請願。

第一三七〇号 昭和二十五年三月八日受理

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

蚕業技術員の身分安定等に関する請願

請願者 鳥取県庁内鳥取県養蚕販売農業協同組合連合会内 小松哲元外一万一千七百三十二名

紹介議員 田中 信儀君

蚕糸の統制撤廃によつて、繭の価格は変動はなほ大きく、常に不安定であるため農家は安んじて養蚕を行ひ得ない実情にあるから早急に繭ならびに生糸の価格安定制度を設けられたい、また養蚕技術員設置費は、統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつてゐるので、技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしている現状であるから、早急に身分安定の処置を講ぜられたいとの請願。

第一三七八号 昭和二十五年三月八日受理

肥料配給業務の国家管理に関する請願

請願者 東京都千代田区神田佐久間町一ノ一肥料配給公社労働組合内、山崎博

紹介議員 和田 博雄君

肥料配給公社は、昭和二十二年七月設立されて以来、終戦後の生産減少、輸送および保管能力の減少、配給組織と機能の混乱等幾多の困難を克服して、肥料の配給に大きな寄与をした。しかるに政府は、連合軍總司令部経済科学局長の肥料配給公社存続に関する非公式覚書に反してその廃止を決定したが、最近における化学肥料の需給状態緩和、肥料政策の重要性経済情勢の進展等を考えるとき、肥料配給公社の廃止は、時期尚早であるから、従来の程度の統制方式をやめて、国家の責任による配給管理方式を採用せられたいとの請願。

第一三九六号 昭和二十五年三月八日受理

児島湾淡水化による損害補償等の請願

請願者 岡山県児島郡八浜町八浜町漁業協同組合長 藤原朝則外二十七名

紹介議員 島村 軍次君

農地造成の目的で近く着工される児島湾淡水化によつて、湾内漁業者はもとより隣接沿岸地方の漁業者は、完全に生計の道を断たれることになるから、これら業者の損害を補償するため、(一)湖水と児島湾との間に漁船の常時通行でき得る施設をすること、(二)湖水内外に船たまりを築設すること、(三)漁業者を優先的に造成農地に入植せしめること、(四)工事施行に當つては漁業者代表を立合わしめ漁業の操業に支障のないようにすること、(五)転業資金を貸付けること等の処置を採られたいとの請願。

第一四四七号 昭和二十五年三月十日受理

夕張川ダム建設に関する請願

請願者 北海道夕張郡栗山町役場内北海道夕張川水系土功組合連合会会長 山田利忠外三名

紹介議員 小林米三郎君

夕張川水系の由仁、長沼、栗沢の四土功組合地域七千町歩は昭和の初頭より流水の減少を見、ことに戦時中の森林濫伐により激減し、かんがいに支障をきたしたので、番水制によりかろうじて本年までかんがいを継続してきたのであるが、收穫に影響するところ多大であるから、北海道庁において実測設計せられた夕張川ダム建設事業をすみ

やかに実施せられたいとの請願。

第一四五一号 昭和二十五年三月十日受理

耕地災害復旧事業費および土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 岩手県知事 国分謙吉 外二名

紹介議員 川村 松助君

天恵に薄く岩手県は昭和二十二年九月以来打続く氷害にあるいは土地改良事業費削減により農家経済は極度に窮迫し食糧増産上憂慮にたえないからこの救済方策として(一)昭和二十五年年度水害復旧耕地事業国庫補助金の増額、(二)土地改良事業費の増額、(三)防水ならびに治水ため池事業費の増額、(四)国営山海農業水利改良事業を昭和二十五年年度に終了せられること、(五)国営豊沢川農業水利改良事業を促進せられたいとの請願。

第一四七五号 昭和二十五年三月十三日受理

農業災害補償法中一部改正に関する請願

請願者 静岡県磐田郡岩田村静岡農業共済組合連合会磐田支部内 大富部一彬外五百四十八名

紹介議員 松村眞一郎君

農業災害補償法の施行は、農家の不慮の損失補償と、農業経営の安定を図る救済制度であるが、今回静岡県下においては、不慮の災害によつて受けた共済金に対して課税されたため災農民はもとより一般農民も本制度の真意を曲解して、一部には共済組合の解散さえ呼ばれている有様であるから、本制度の健全な発展を図るため、農業災害

第一四九三三号 昭和二十五年三月十四日受理

かんがい用水源新設に関する請願

請願者 鳥取県高郷郡浜村町長 地原重治外五百五十一名

紹介議員 寺尾 豊君

鳥取県高郷郡逢坂村および浜村町地域の約二百町歩の耕地は、毎年かんがいのため、四割位の減収を見ているが、水源さえあればこの分の増収はもち論、そのほか約百町歩の畑地が水田となる地形にあり、一方地理地形上水源も確認されている。しかるにこの水源新設は大事業であつて町村の財政では不可能であるから、国費をもつて右かんがいの水源新設工事を施行せられたいとの請願。

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

補償法の一部を改正されて、共済金に對して免税の処置を講ぜられたいとの請願。

第一四九三三号 昭和二十五年三月十四日受理

かんがい用水源新設に関する請願

請願者 鳥取県高郷郡浜村町長 地原重治外五百五十一名

紹介議員 寺尾 豊君

鳥取県高郷郡逢坂村および浜村町地域の約二百町歩の耕地は、毎年かんがいのため、四割位の減収を見ているが、水源さえあればこの分の増収はもち論、そのほか約百町歩の畑地が水田となる地形にあり、一方地理地形上水源も確認されている。しかるにこの水源新設は大事業であつて町村の財政では不可能であるから、国費をもつて右かんがいの水源新設工事を施行せられたいとの請願。

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

補償法の一部を改正されて、共済金に對して免税の処置を講ぜられたいとの請願。

第一四九三三号 昭和二十五年三月十四日受理

かんがい用水源新設に関する請願

請願者 鳥取県高郷郡浜村町長 地原重治外五百五十一名

紹介議員 寺尾 豊君

鳥取県高郷郡逢坂村および浜村町地域の約二百町歩の耕地は、毎年かんがいのため、四割位の減収を見ているが、水源さえあればこの分の増収はもち論、そのほか約百町歩の畑地が水田となる地形にあり、一方地理地形上水源も確認されている。しかるにこの水源新設は大事業であつて町村の財政では不可能であるから、国費をもつて右かんがいの水源新設工事を施行せられたいとの請願。

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

第一四九五号 昭和二十五年三月十四日受理

霞浦、北浦干拓事業反対等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡布川町長 長 伊藤芳之助外七十名

紹介議員 柴田 政次君

霞浦、北浦の両湖は、利根、北利根、常陸の三川により太平洋と連なつてゐるが、海面との差がわずかに一、二メートルなので、水流は極めて緩慢で、常時潮流の影響を受け、一年の半ばは停水、状態が続く、水禍は毎年の例となつてゐる現状であるから、これが打開策として、(一)霞浦、北浦において干拓事業をしないこと、現に工事中のものは中止すること、(二)横利根川に

ひ門を設けること、(三)鹿島郡の南部を縦貫する水路を開き、すること等の処置を講ぜられたいとの請願。

第二五〇号 昭和二十五年三月八日 受理

地方競馬の控除率改正に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
競馬は、競輪とともに、地方財政の重要な財源であり、とくに永年の歴史と伝統を持つ競馬事業が、馬匹改良と地方財政を援助した業績は見逃がすことができない。しかるに競馬の勝馬投票券の拂戻金は、競馬法によつて売得金の約三十五パーセントに上る控除をされて、競輪の控除率は、二十五パーセントと端数切捨額のみで、その上予想が容易なため、最近における競輪の進出は極めていちじるしく、競馬事業の運営に重大な影響をおよぼしているから、地方財源の確保と競馬事業振興のため、地方競馬の勝馬投票券控除率を引き下げられたいとの陳情。

第二五八号 昭和二十五年三月十日 受理

早期供出米補償金に関する陳情

陳情者 新潟県北蒲原郡堀越村大字堀越六〇六ノ一 皆川

正夫外七百三十八名

新潟県堀越村における昭和二十四年度産米実収予想高は、前年度に比しキタイ台風による倒伏ならびに水害による発芽等のため約一千石以上の減収をきたし、また生産費も償い得ない低米価の決定と厳格なる検査規格の実施により、三等米以上の早期供出米に対する奨励金の恩典を受けたものは総供出量の二割八分に過ぎず、農家は資金難のため生計は深刻を極めつつあるから、

早期供出四等米に補償金支給の処置を講ぜられたいとの陳情。

第二六一号 昭和二十五年三月十一日 受理

桑苗生産農家救済に関する陳情

陳情者 東京都中央区京橋三ノ二

片倉ビル四階全国桑苗協会 会内 佐川泰広外一名

桑苗生産者は、蚕糸業の重要性と政府の桑苗の生産確保の要望により、あらゆる悪條件を克服して前年度生産高の二割減一億一千万本を漸く生産したのであるが、昨秋来の経済事情のひつ迫により四千万本の残苗を生じ、農家経済は破たんしひんしている。また各府県協同組合はこれら生産農家救済のため、銀行融資により今日まで農家経済を援助してきたのであるが、生産の四割に達する残苗を生じた現在、桑苗協同組合もまた崩壊のやむなき状態に立至っているから、政府はすみやかに何等かの救済の方途を講ぜられたいとの陳情。